

第四次坂出市地域福祉計画

《素案》

令和 6 年 12 月

※「障がい」のひらがな表記について

坂出市において、『坂出市「障がい」ひらがな表記取扱指針』に基づき、法令、その他の固有名詞を除き「害」の字をひらがなに表記し、「障がい」とすることとしております。※法律名、障害手帳名は、障「害」を使っています。

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 「地域福祉」とは	3
2. 「地域福祉計画」とは	4
3. 計画策定の背景と目的	5
4. 計画の期間	6
5. 第四次計画の位置づけ	6
6. 計画の策定方法	7
第2章 坂出市を取り巻く現状	9
1. 人口について	9
2. 地区別高齢化率の状況	11
3. 自治会への加入世帯の状況	12
4. 外国人住民について	13
5. 高齢者世帯の状況	13
6. 要介護（要支援）認定者の状況	14
7. 出生数の状況	15
8. 障がい者（児）の状況	15
9. 生活保護の状況	16
10. 生活困窮の状態	16
11. 地域の援助体制の状況	16
第3章 地域福祉の基本理念	17
1. 計画の基本理念	17
2. 推進の方向性	18
4. 施策の体系	19
第4章 計画の推進	20
目標1 支え合いともに生きる地域づくり	20
目標2 支援が必要な人を支える体制づくり	41
目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり	48
第5章 計画の推進方策	59
1. 計画の推進体制	59
2. 計画の進行管理	60
資料編	61
坂出市地域福祉計画策定経過	61
坂出市地域福祉計画提言書	62
坂出市地域福祉計画策定委員会設置要綱	63
坂出市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	64

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 「地域福祉」とは…

「地域福祉」は、すべての人びとが住みなれた地域で、地域の一員として尊厳をもって、安心して暮らせるよう地域住民と社会福祉関係者が協力して、地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などの対象ごとに分かれており、これらの分野別に市が必要な福祉サービスを提供する、「特定の対象者のため」という意味合いが強いものでした。しかし、誰でも病気になったり、子育てで悩んだりするなど日頃の生活の中で、手助けが必要になるときがあります。

また、制度だけでは解決できないさまざまな「狭間」と言われる福祉課題、例えば年齢を問わず増加傾向にある「ひきこもり」、「失業や低所得による経済的困窮」、「自殺」、「社会的孤立」など、地域の課題は多様化しています。さらに、「ダブルケア」や「8050問題」、家庭の中でこどもが過度な家事や介護を担う「ヤングケアラー」、障がいなどにより就労できず困窮する世帯など、「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮」などの分野ごとの制度・サービスでは対応できない複合的に絡み合った課題を抱える世帯も増えており、課題が深刻化する前の周囲の関わりが大切となっています。

社会福祉法第4条には「地域福祉の推進」が規定され、地域住民自身が、“地域福祉の担い手”として位置づけられており、住民の主体的な参加による福祉のまちづくりが求められています。そのため、支援を必要としている人に市や専門機関だけではなく、地域住民や福祉活動団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が協働して、「共に支え合うしくみ」をつくっていくことが重要となっています。

地域福祉の推進のためには、地域住民、関係機関・各種団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たしながら、「自助」「互助」「共助」「公助」の特徴を活かして連携することで、必要に応じた支援を選択し、提供される体制づくりが必要です。

自 助	自分自身や家庭の中で日常的な課題を自分で解決を図る
互 助	地域の中の助け合い（ボランティア・NPO等を含む）で解決を図る
共 助	医療保険制度や介護保険制度など制度化された相互扶助で解決を図る
公 助	行政などが行う公的なサービスを活用して解決を図る

2. 「地域福祉計画」とは…

「地域福祉」のしくみをつくり、計画的に取り組みを進めていくために、市は「地域福祉計画」をつくります。「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく行政計画であり、地域福祉を推進するための役割を担うものです。市が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での基本事項を定めるものです。

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が不えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3. 計画策定の背景と目的

急速な少子高齢化及び人口減少の進展により、高齢者のみの世帯や年齢を問わず単身世帯が増加するなど世帯構造が変化し、人の価値観の多様化などに伴い地域社会や共同体の機能も変容しています。また、コロナ禍により生活基盤が脆弱な世帯が顕在化し、長引く不況や雇用形態の多様化に伴う所得格差なども含めた生活困窮者への対策が急務となり、人と人とのつながりもこれまでより薄れています。さらに、頻発する自然災害により、日常生活が突然失われる危険性も高くなっており、災害時に特に配慮を要するかたへの要支援者対策などの課題への対応も求められています。

このようにさまざまな要因を背景として、地域における福祉ニーズは多様化・複雑化し、それにより、複合的に絡み合った生活課題を抱える人も増えており、既存の制度・サービスでは対応できない、支援が届かない人も増えています。そのため、分野や属性を超えて包括的な支援を提供できる体制づくりが求められています。国では、すべての住民を対象とする包括的支援体制の構築のため、法制化により新たに重層的支援体制整備事業が創設され、それぞれの分野が少しずつ重なり合うことで、制度の狭間を無くし、抜けや漏れのない支援を行うために、関係部署や関係機関等による情報共有や連携を広げることが必要となります。

一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的な制度やサービスだけでは対応できないことも少なくありません。生活課題を深刻化させないためには、地域で互いに助け合い、支え合うことが不可欠です。自治会、地区社会福祉協議会などの地域団体、民生児童委員、ボランティア団体、NPO 法人などが、地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。一方で企業などによる社会貢献活動の取り組みが広がっていることから、福祉という分野にとらわれない多様な主体の参画による連携・協働を進めることも必要です。

個人や世帯が抱えるさまざまな課題に包括的に対応し、地域の実情に応じて総合的に支援を展開するために多様な主体が連携することで、地域社会が同じ目標を持ち、持続可能な地域づくりに取り組んでいくことが必要となっています。

本市では、平成31年3月に「第三次坂出市地域福祉計画（以下、第三次計画という）」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきましたが、第三次計画の「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち」の実現のため、本市における課題を再度整理し、地域における「新たな支え合い」の仕組みを構築することを目的として、「第四次坂出市地域福祉計画（以下、第四次計画という）」を策定することとします。

4. 計画の期間

第四次計画の計画期間は、令和 7 年度を初年度とし、目標年次を令和 12 年度とする概ね 6 カ年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12
計画期間	第三次計画期間						第四次計画期間					
			一部見直し※			見直し期間						

※法改正により一部見直し

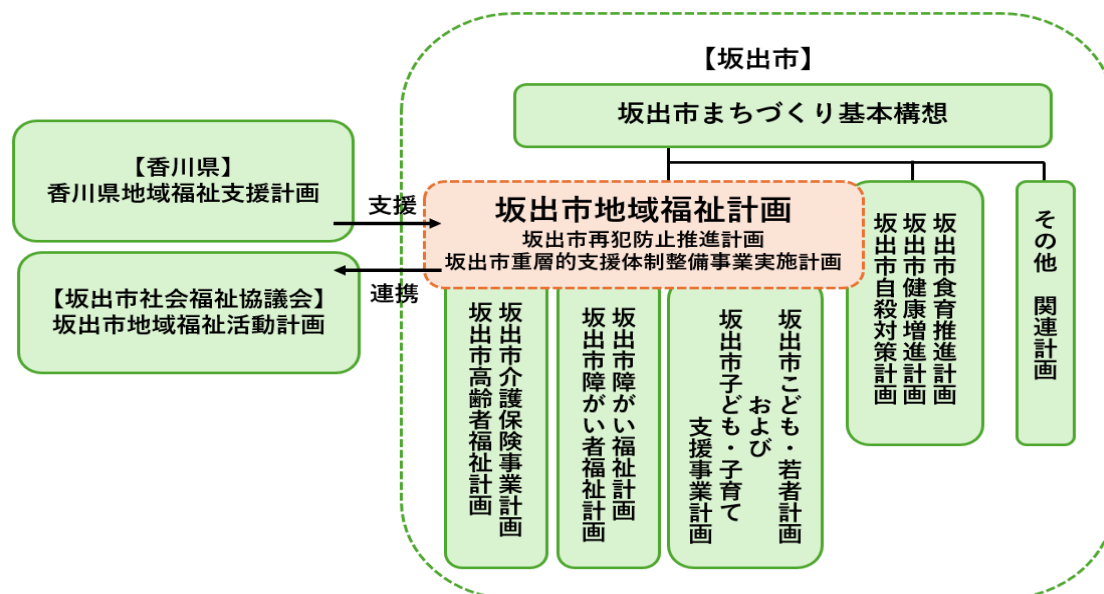
5. 第四次計画の位置づけ

第四次計画は、「市民共働のまちづくり」を基本理念とする坂出市まちづくり基本構想に即した福祉分野の計画です。福祉分野の個別計画としては、①高齢者福祉計画・介護保険事業計画、②障がい者福祉計画・障がい福祉計画、③こども・若者計画および子ども・子育て支援事業計画がありますが、第四次計画は、これらの個別計画の理念や施策などを総合化、補完するものです。

個別の施策は既存計画を優先し、第四次計画では、再犯防止推進計画・重層的支援体制整備事業実施計画を包含し、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにします。

また、地域福祉推進の中心的な担い手となる坂出市社会福祉協議会が主となり作成する「地域福祉活動計画」は市民・民間団体などが主体となって取り組む行動計画であり、両計画が相互に連携をとり、本市の地域福祉を推進していきます。

【第四次計画の位置づけ】



6. 計画の策定方法

(1) 策定委員会の設置

幅広い関係者の参画により、本市の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要であることから、学職経験者、関係団体代表者、公募により選出された者をもって構成する、「坂出市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各種団体や市民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

(2) 市民アンケート調査の実施

対 象 者	令和 6 年 6 月 26 日現在、住民基本台帳を基に 18 歳以上の中から無作為抽出した 2、000 名
実施期間	令和 6 年 7 月 10 日（水）～令和 6 年 7 月 31 日（水）
実施方法	郵送配布、郵送回収、オンライン回答

(3) 調査票の回収状況

配布数	回収数（オンライン回答数）	回収率
2、000 件	858 件（121 件）	42.9%

年代別	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80 歳 以上	無回答	総数
配布数	263	211	265	305	283	364	309		2、000
回収数	61	58	91	116	146	220	155	11	858
回収率	23.2%	27.5%	34.3%	38.0%	51.6%	60.4%	50.2%		42.9%

※注記：集計後に回収したものを含めると、9 月 17 日現在で 870 件、回収率 43.5%となっています。ただし、回収率やアンケート結果には反映されていません。

(4) 第三次計画の検証

第三次計画の「行政等が取り組むこと」について各課ヒアリング調査を実施し、進捗状況や課題等について取りまとめを行い、計画策定のための基礎資料としました。

(5) 市社会福祉協議会との連携

地域福祉活動計画「第 6 次 坂出ふくしプラン 21」を市社会福祉協議会が同時期に策定するため、市社会福祉協議会のワーキンググループでの議論の内容等について把握、確認を行い、計画策定のための基礎資料としました。

（６）関係団体等ヒアリング調査の実施

坂出市内で活動している団体、民生児童委員、地区社会福祉協議会等に対して「地域福祉に関する団体ヒアリング調査」を実施し、計画策定のための基礎資料としました。

日時		団体名
８月５日	10:00～11:00	坂出市老人クラブ連合会
	16:00～17:00	坂出地区更生保護女性会
８月６日	9:30～10:30	坂出市身体障がい者団体連合会
	11:00～12:00	坂出市地区社会福祉協議会連絡協議会
８月７日	9:30～10:30	坂出市福祉老健施設連絡協議会
	11:00～12:00	精神障害者家族会白梅会
	13:30～14:30	坂出市連合自治会
	15:00～16:00	坂出市保育所等保護者会連合会
	16:30～17:30	坂出市 PTA 連絡協議会
８月８日	9:30～10:30	坂出市婦人団体連絡協議会
	15:00～16:00	坂出市民生児童委員協議会連合会
８月９日	13:30～14:30	さかいで地域子育て支援ネットワーク（きんときネット）
	15:00～16:00	坂出青年会議所
８月１９日	14:00～15:00	坂出市ボランティアセンター
	15:30～16:30	坂出市手をつなぐ育成会
８月２１日	10:30～11:30	坂出市発達障がい児（者）親の会
８月２３日	16:00～17:00	坂出地区保護司会

第2章 坂出市を取り巻く現状

1. 人口について

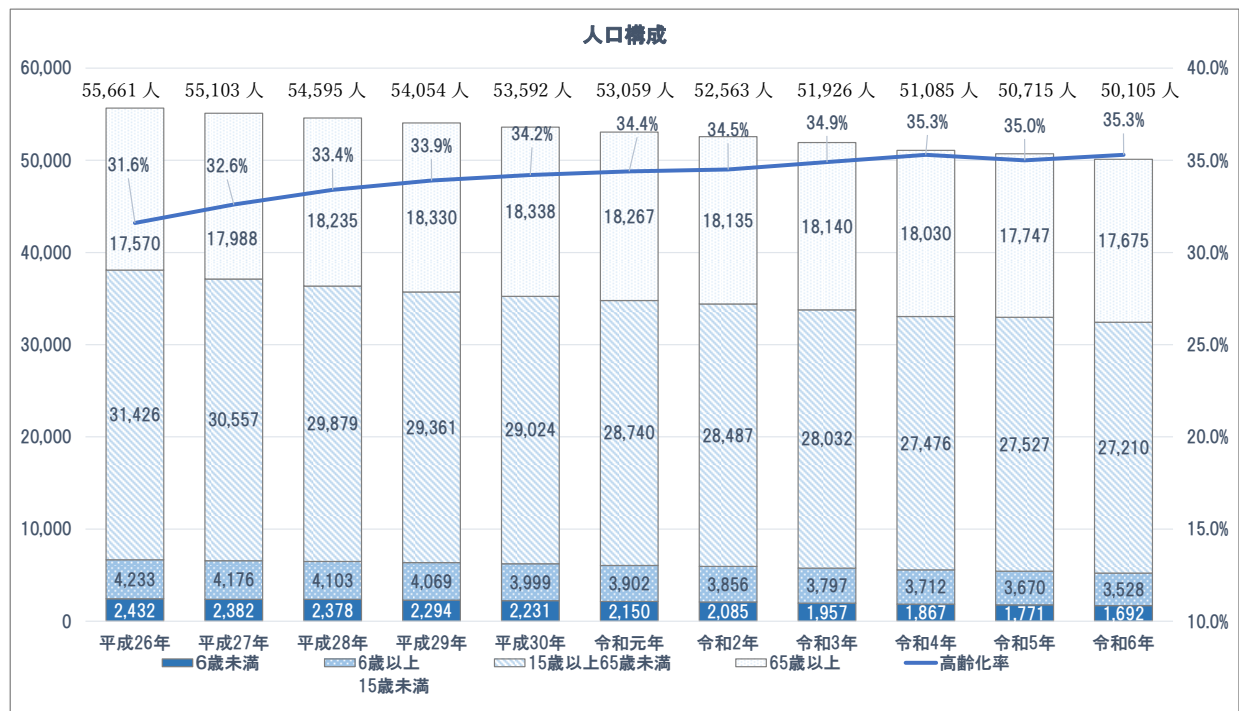
本市の総人口は、令和6年4月1日現在で50,105人、ここ5年間で約3,000人の減少、平成26年から令和6年までの10年間では、約5,500人（約10%）の減少となっています。

総人口に占める年齢別の人口割合では、特に15歳未満の割合が減少しているのに対して、65歳以上の割合が増加しており、少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

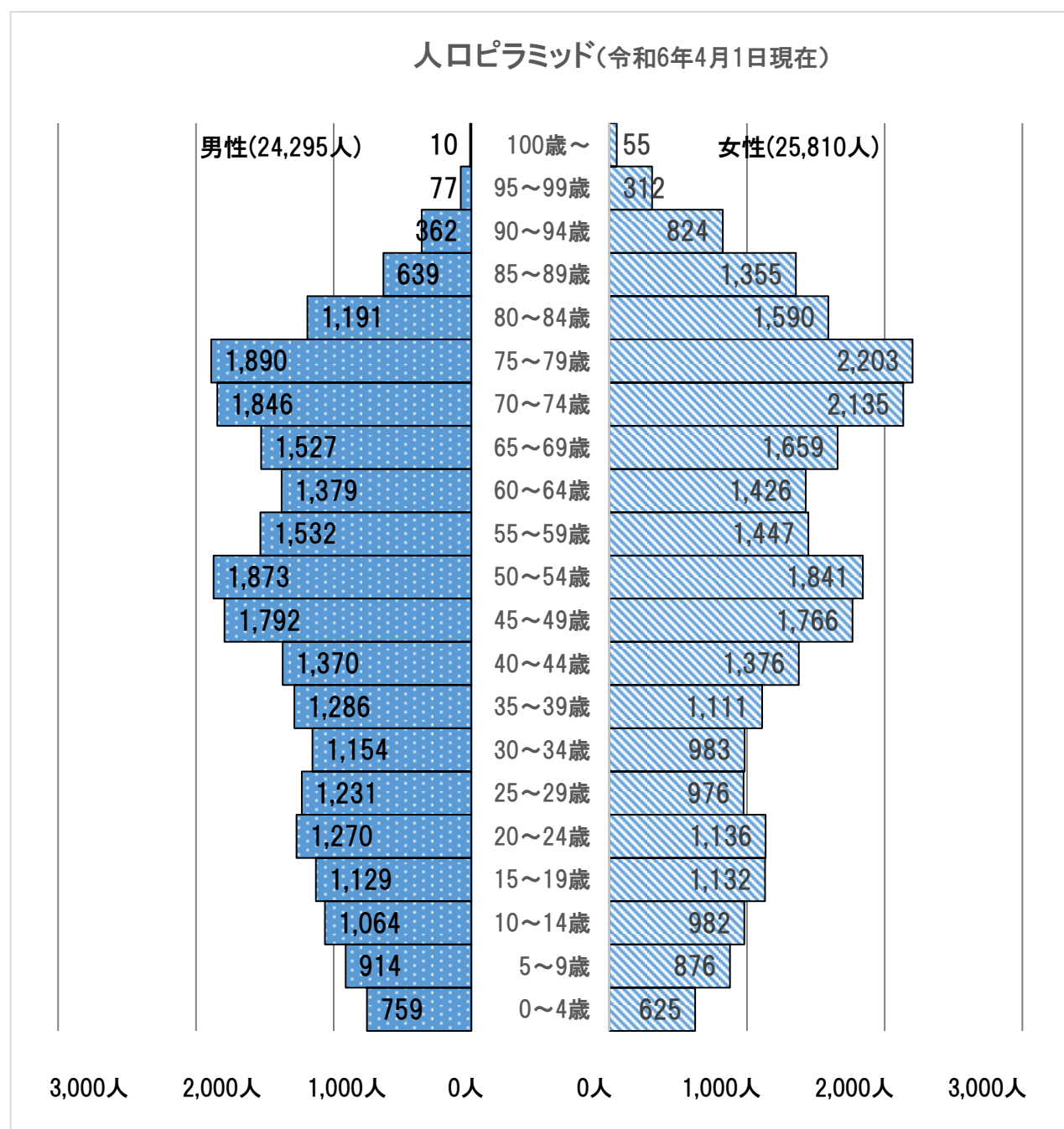
区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	(人)	55,661	55,103	54,595	54,054	53,592	53,059	52,563	51,926	51,085	50,751	50,105
6歳未満	(人)	2,432	2,382	2,378	2,294	2,231	2,150	2,085	1,957	1,867	1,771	1,692
	(%)	4.4%	4.3%	4.4%	4.2%	4.2%	4.1%	4.0%	3.8%	3.7%	3.5%	3.4%
6歳以上 15歳未満	(人)	4,233	4,176	4,103	4,069	3,999	3,902	3,856	3,797	3,712	3,670	3,528
	(%)	7.6%	7.6%	7.5%	7.5%	7.5%	7.4%	7.3%	7.3%	7.3%	7.2%	7.0%
15歳以上 64歳未満	(人)	31,426	30,557	29,879	29,361	29,024	28,740	28,487	28,032	27,476	27,527	27,210
	(%)	56.5%	55.5%	54.7%	54.3%	54.2%	54.2%	54.2%	54.0%	53.8%	54.2%	54.3%
65歳以上	(人)	17,570	17,988	18,235	18,330	18,338	18,267	18,135	18,140	18,030	17,747	17,675
	(%)	31.6%	32.6%	33.4%	33.9%	34.2%	34.4%	34.5%	34.9%	35.3%	35.0%	35.3%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（単位：人）



令和6年4月1日現在の本市の人口構造を見ると、男女ともに75歳～79歳が最も多くなっています。また、生産年齢では50歳～54歳をピークに若い世代になるに連れて減少が著しく、少子高齢化が更に進行するのは避けられない状況となっています。



※住民基本台帳に登録された人口を取りまとめたものです。

※住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年7月9日から外国人住民の方も日本人と同じように住民基本台帳に記載されることになりました。

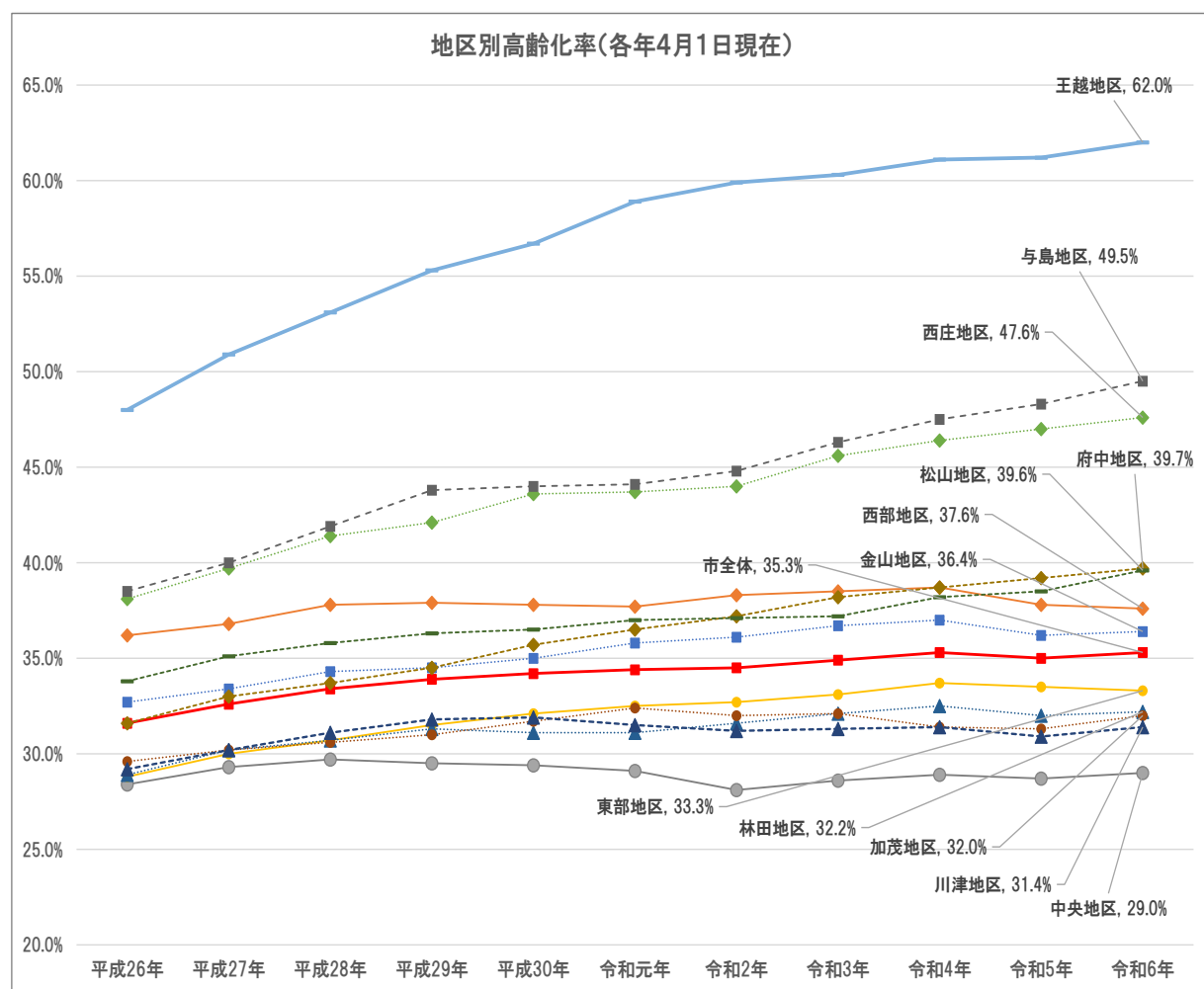
※国勢調査の結果を基に推計している常住人口とは合致いたしません。

2. 地区別高齢化率の状況

地区別に高齢化率をみると、平成 26 年との比較で全ての地域が増加しています。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
市全体	31.6%	32.6%	33.4%	33.9%	34.2%	34.4%	34.5%	34.9%	35.3%	35.0%	35.3%
西部地区	36.2%	36.8%	37.8%	37.9%	37.8%	37.7%	38.3%	38.5%	38.7%	37.8%	37.6%
中央地区	28.4%	29.3%	29.7%	29.5%	29.4%	29.1%	28.1%	28.6%	28.9%	28.7%	29.0%
東部地区	28.8%	30.0%	30.7%	31.5%	32.1%	32.5%	32.7%	33.1%	33.7%	33.5%	33.3%
金山地区	32.7%	33.4%	34.3%	34.5%	35.0%	35.8%	36.1%	36.7%	37.0%	36.2%	36.4%
西庄地区	38.1%	39.7%	41.4%	42.1%	43.6%	43.7%	44.0%	45.6%	46.4%	47.0%	47.6%
林田地区	28.9%	30.2%	30.7%	31.3%	31.1%	31.1%	31.6%	32.1%	32.5%	32.0%	32.2%
加茂地区	29.6%	30.2%	30.6%	31.0%	31.7%	32.4%	32.0%	32.1%	31.4%	31.3%	32.0%
与島地区	38.5%	40.0%	41.9%	43.8%	44.0%	44.1%	44.8%	46.3%	47.5%	48.3%	49.5%
府中地区	31.6%	33.0%	33.7%	34.5%	35.7%	36.5%	37.2%	38.2%	38.7%	39.2%	39.7%
川津地区	29.2%	30.2%	31.1%	31.8%	31.9%	31.5%	31.2%	31.3%	31.4%	30.9%	31.4%
松山地区	33.8%	35.1%	35.8%	36.3%	36.5%	37.0%	37.1%	37.2%	38.2%	38.5%	39.6%
王越地区	48.0%	50.9%	53.1%	55.3%	56.7%	58.9%	59.9%	60.3%	61.1%	61.2%	62.0%

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）



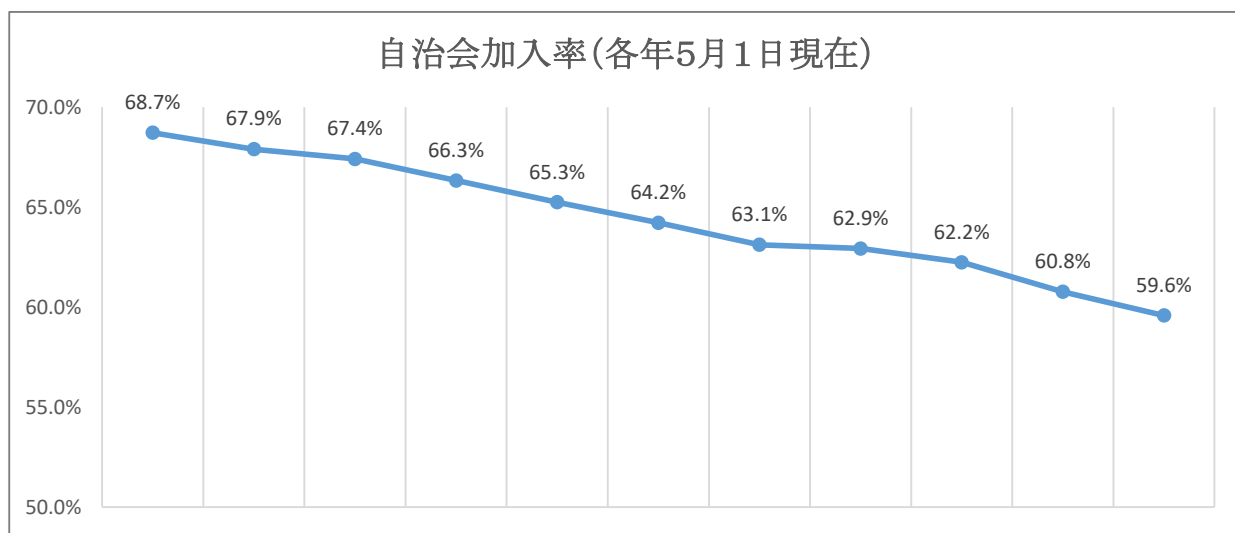
3. 自治会への加入世帯の状況

自治会への加入世帯は、年々減少傾向となり、平成26年との比較では、市全体で14,709世帯から12,690世帯へと、約2,000世帯の減少となりました。

(単位：世帯)

地区	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
西部地区	2,166	2,153	2,131	2,095	2,069	2,054	2,032	2,012	1,976	1,923	1,898
中央地区	1,302	1,280	1,254	1,244	1,231	1,215	1,190	1,181	1,163	1,144	1,137
東部地区	2,365	2,332	2,322	2,266	2,234	2,209	2,176	2,134	2,088	2,039	1,998
金山地区	1,659	1,654	1,644	1,630	1,614	1,600	1,564	1,553	1,534	1,520	1,520
西庄地区	604	574	582	563	555	546	503	487	482	472	452
林田地区	1,500	1,499	1,491	1,470	1,442	1,439	1,432	1,419	1,416	1,393	1,353
加茂地区	615	609	603	595	580	575	565	557	558	553	538
与島地区	486	480	473	471	462	458	449	442	433	422	397
府中地区	1,341	1,319	1,310	1,287	1,254	1,214	1,217	1,174	1,155	1,127	1,107
川津地区	1,282	1,277	1,245	1,208	1,191	1,165	1,139	1,133	1,107	1,083	1,070
松山地区	991	984	976	971	962	951	941	939	930	918	895
王越地区	398	392	388	384	384	373	363	353	348	336	325
全加入世帯	14,709	14,553	14,419	14,184	13,978	13,799	13,571	13,384	13,190	12,930	12,690
常住人口、世帯数	21,402	21,431	21,389	21,382	21,421	21,486	21,499	21,265	21,191	21,277	21,298
加入率	68.7%	67.9%	67.4%	66.3%	65.3%	64.2%	63.1%	62.9%	62.2%	60.8%	59.6%

資料：加入世帯数:市総務課 常住人口、世帯数:市政策課



※常住人口とは、国勢調査による確定値を基本に、毎月の住民移動から推計した人口です。住民票が坂出市にあっても、実際に住んでいない場合は、国勢調査では人口数には入りません。

4. 外国人住民について

平成28年に543人・399世帯が、令和6年には1,374人・1,148世帯となり、831人・749世帯の増加となっています。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	469	475	543	643	770	875	1,012	1,026	937	1,267	1,374
世帯数			399	496	608	721	838	852	756	1,059	1,148

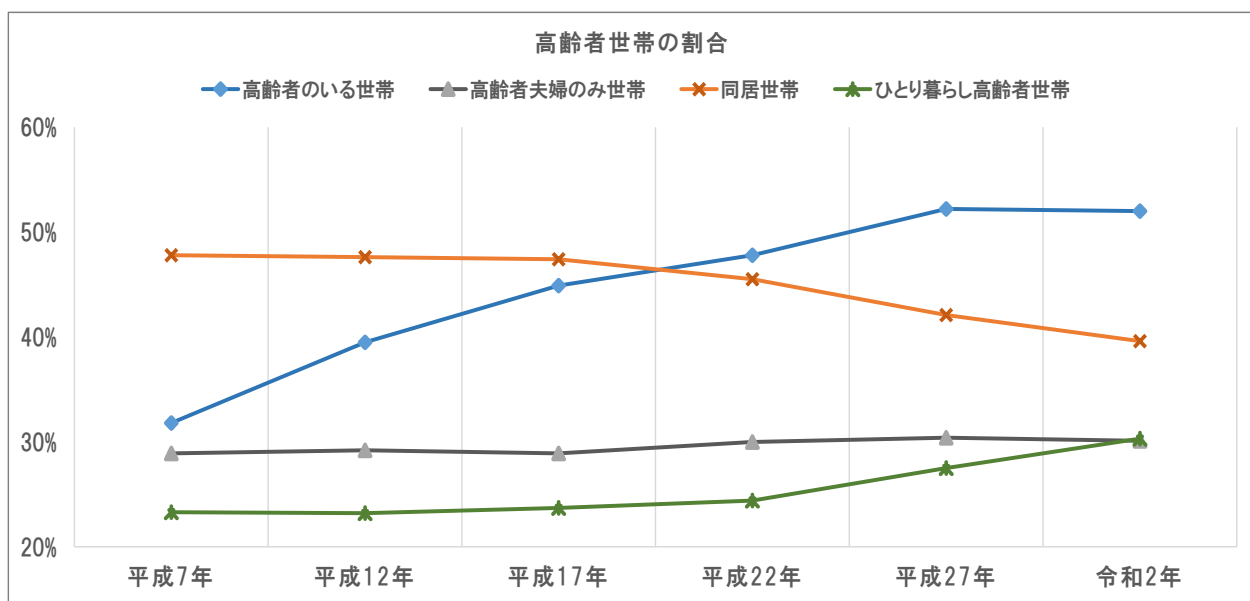
資料：市市民課（各年3月31日現在）

5. 高齢者世帯の状況

高齢化率の増加に伴い、高齢者のいる世帯が増加してきた前回までとは異なり、若干ではありますが減少しています。一方で、ひとり暮らしの高齢者世帯が引き続き増加しています。

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	(世帯)	20,460	20,751	20,950	21,344	21,294	21,207
高齢者のいる世帯	(世帯)	6,508	8,201	9,412	10,205	11,109	11,029
	(%)	31.8%	39.5%	44.9%	47.8%	52.2%	52.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	(世帯)	1,518	1,901	2,234	2,495	3,058	3,339
	(%)	23.3%	23.2%	23.7%	24.4%	27.5%	30.3%
高齢者夫婦のみ世帯	(世帯)	1,882	2,395	2,719	3,062	3,379	3,325
	(%)	28.9%	29.2%	28.9%	30.0%	30.4%	30.1%
同居世帯	(世帯)	3,108	3,905	4,459	4,648	4,672	4,365
	(%)	47.8%	47.6%	47.4%	45.5%	42.1%	39.6%

出展：国勢調査



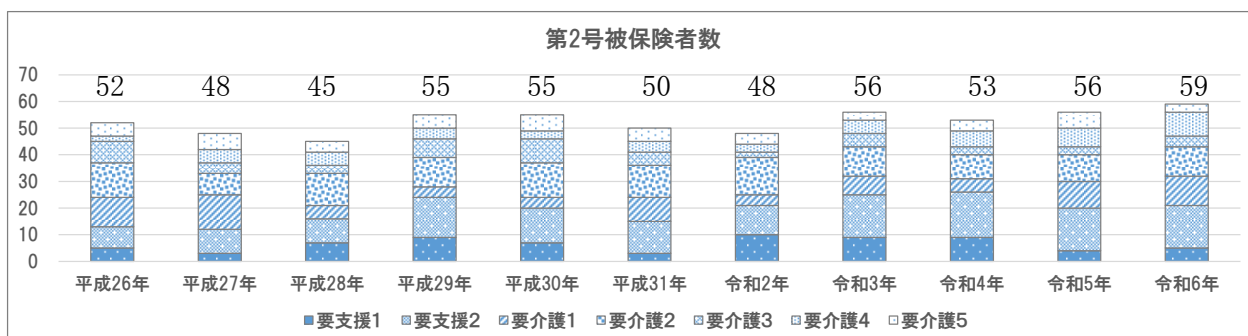
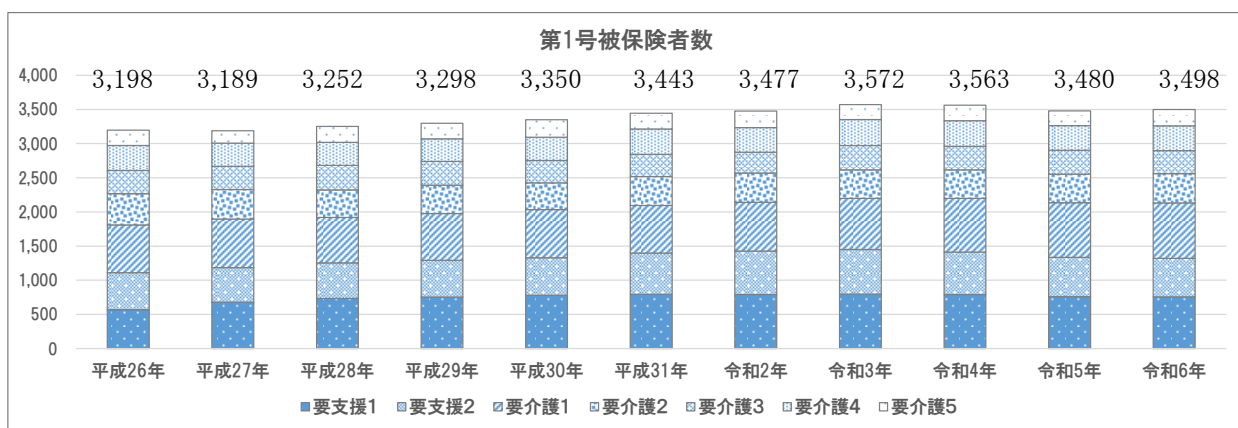
6. 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数の状況をみると、令和３年をピークに減少傾向になっており、令和６年３月末日時点で 3,557 人となっています。（単位：人）

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第1号被保険者	要支援1	569	678	733	754	780	795	790	796	792	758	756
	要支援2	542	508	520	539	548	604	636	655	620	576	565
	要介護1	698	711	666	683	705	695	716	746	785	802	812
	要介護2	459	432	403	414	392	425	426	418	419	417	429
	要介護3	339	339	360	350	328	324	306	356	346	351	334
	要介護4	365	338	337	331	341	370	360	382	373	360	365
	要介護5	226	183	233	227	256	230	243	219	228	216	237
	計	3,198	3,189	3,252	3,298	3,350	3,443	3,477	3,572	3,563	3,480	3,498
区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
第2号被保険者	要支援1	5	3	7	9	7	3	10	9	9	4	5
	要支援2	8	9	9	15	13	12	11	16	17	16	16
	要介護1	11	13	5	4	4	9	4	7	5	10	11
	要介護2	13	8	12	11	13	12	14	11	9	10	11
	要介護3	8	4	3	7	9	5	2	5	3	3	4
	要介護4	2	5	5	4	3	4	3	5	6	7	9
	要介護5	5	6	4	5	6	5	4	3	4	6	3
	計	52	48	45	55	55	50	48	56	53	56	59
総数	総数	3,250	3,237	3,297	3,353	3,405	3,493	3,525	3,628	3,616	3,536	3,557

資料：市かいご課（各年３月末日現在）

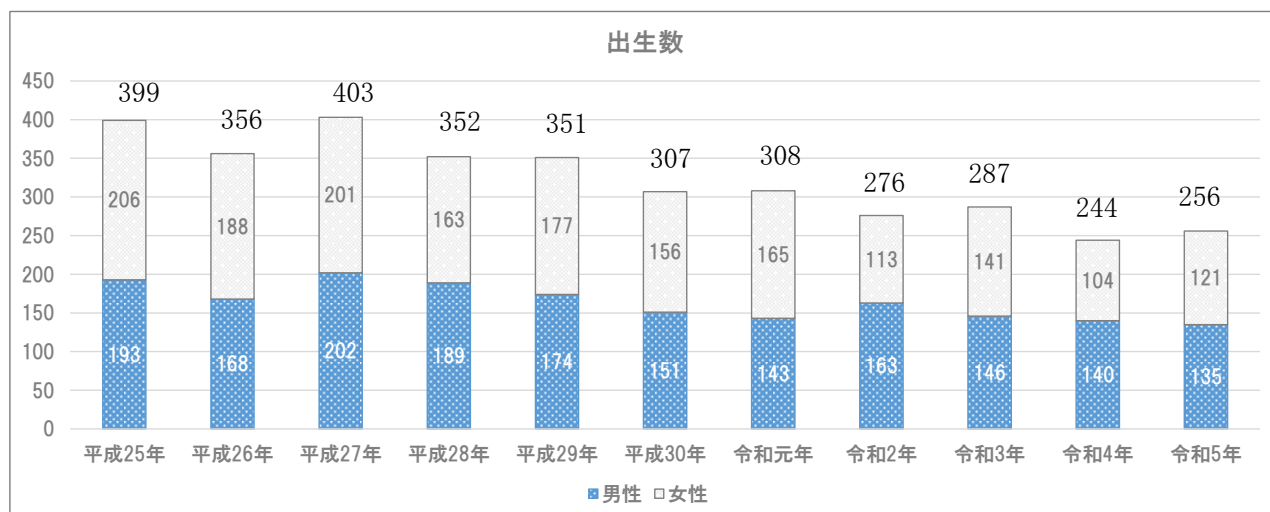
（単位：人）



7. 出生数の状況

出生数をみると、平成27年の403人をピークに、その後は減少傾向が続いています。令和5年の256人は、ピーク時との比較で36.5%もの減少となっています。

(単位：人)

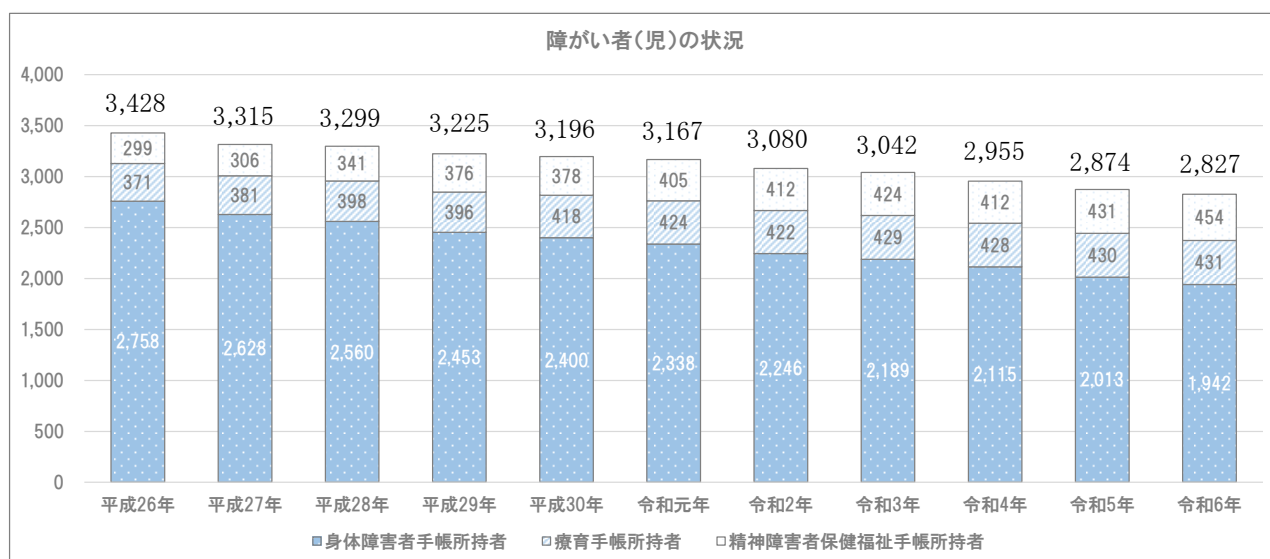


資料：市市民課（各年 年間累計）

8. 障がい者（児）の状況

障害者手帳所持者の状況をみると、人口減少と同じような割合で、毎年減少傾向となっています。身体障害者手帳の所持者数は減少している一方、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の所持者数は増加を続けています。

(単位：人)



資料：市ふくし課（各年3月末日現在）

9. 生活保護の状況

生活保護の状況をみると、こちらも人口減少と同様の傾向で減少しており、令和6年4月1日現在で、被保護世帯が414世帯、被保護者が501人となっています。

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯数	513	517	503	495	474	452	450	460	450	421	414
被保護者数	677	679	646	640	598	572	563	575	557	530	501

資料：市ふくし課（各年3月末日現在）

10. 生活困窮の状況

平成27年4月に、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度が施行となりました。これまで支援が十分に行き届かなかった、制度の狭間の課題などを抱えた生活困窮者に対し、自立に向けた伴走的な支援が可能となるとともに、地域福祉活動の基盤を活かした地域の生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発など、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進に取り組んでいます。

生活困窮者の状況をみると、新規相談受付件数は年々増加傾向となり、令和6年度284件となっています。

対応	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
新規受付件数	40	87	99	144	156	371	218	248	284

資料：市ふくし課（各年3月末日現在）

11. 地域の援助体制の状況

（1）市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで、安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

市社会福祉協議会では、行政・関係機関・住民組織などとの連携を密にし、住みよい地域社会の構築ならびに地域福祉の充実に向け、坂出市内12地区すべてに住民組織として設置されている地区社会福祉協議会とともに、小地域ネットワーク活動やボランティア活動などに積極的に取り組んでいます。

（2）民生児童委員の状況

民生児童委員とは、各地区から推薦され、厚生労働大臣から3年間の任期で委嘱を受けた、地域における相談・支援のボランティアです。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って親身になって相談に応じたり、地域の人が元気に安心して暮らせるように見守りや支援などを行ったりするなど、社会福祉の推進に努めています。

市内12地区において、民生児童委員定数は139名、うち主任児童委員が24名です。

第3章 地域福祉の基本理念

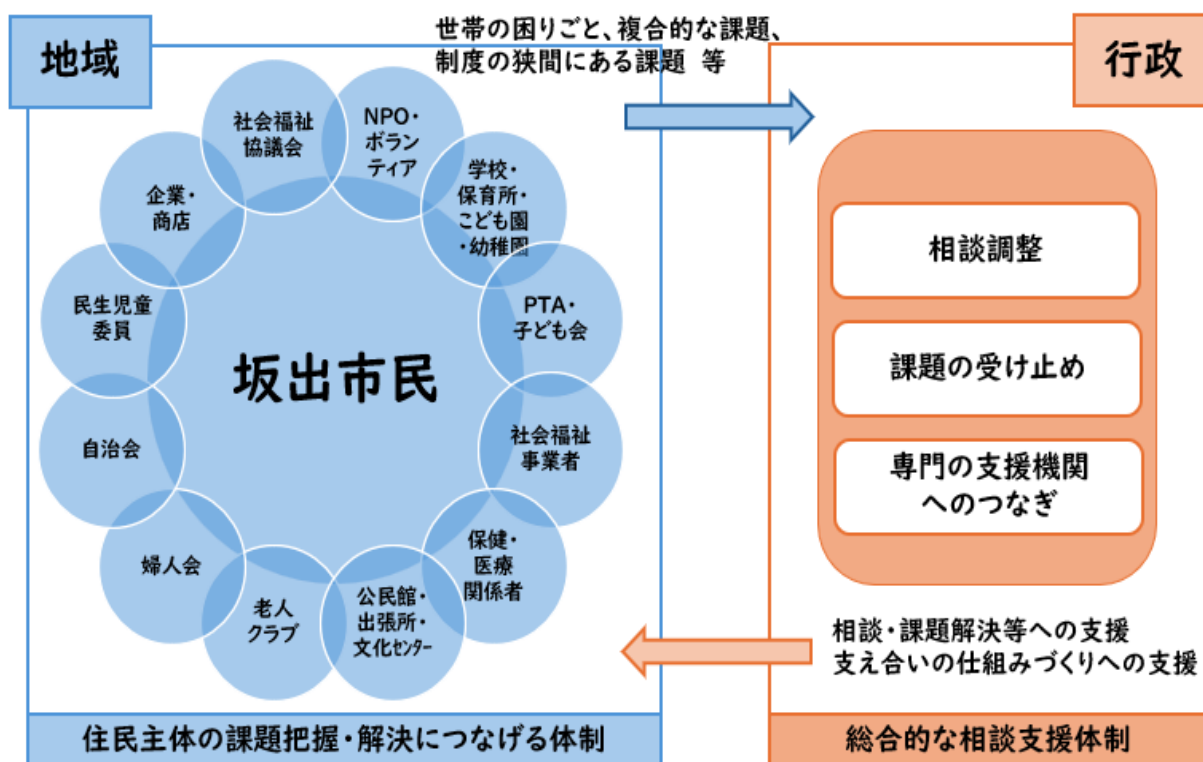
1. 計画の基本理念

お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち ～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～

本市では、従来の縦割りの施策体系にとらわれることなく、全庁をあげてコミュニティ活動やまちづくり等を含めた総合的な事業展開に取り組み、各地域が特性を活かしながら、お互いに支え合い、助け合う心を持ち、豊かな絆を育めるよう、第一次計画から引き続き「お互いに、支え合い、ふれあいのあるまち」を基本理念とし、子どもから高齢者まですべての人びとが支え合い・助け合えるまちづくりを進めていきます。

また、「地域共生社会」とは、「支える側」、「支えられる側」に分かれるのではなく、すべての地域住民が役割を持って、地域の課題解決に主体的に取り組む社会です。そのためには地域住民や地域の多様な主体が、「地域福祉」の考え方に沿って、自らにできることを考え、暮らし続けたい地域の将来像やそのための方法について、地域の中で話し合い、共通の目標に向かって連携することが必要です。それにより住民一人ひとりの暮らし、生きがい、尊厳等が尊重され、守られることとなります。

こうしたことから、基本理念のサブタイトルを「～みんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現をめざして～」とし、包括的にお互いに支え合うまちづくりをめざします。



2. 推進の方向性

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの分野に分けて推進していきます。

1. 支え合いとともに生きる地域づくり

誰もが孤立することなく地域の一員として、支え合い暮らせるまちをめざします。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが楽しみや生きがいを持ち活動し、身近な場所に自由に集まり交流をすることで、互いを認め合い思いやる心を育て、支え合いとともに生きる地域づくりを推進します。

- (1) 住民同士のつながりと交流の促進
- (2) 人材と組織を育成する体制整備
- (3) 連携・協働による福祉の推進

2. 支援が必要な人を支える体制づくり

一人ひとりに優しい福祉サービスの提供をめざします。

誰もがニーズにあった福祉サービスや多様な情報提供を受けることによって、自らの選択のもとに自己表現を果たし、自立した暮らしが実現できる体制づくりを推進します。

- (1) 地域生活と社会参加の支援
- (2) 包括的な支援体制の構築（坂出市重層的支援体制整備事業実施計画）
- (3) 権利擁護の推進

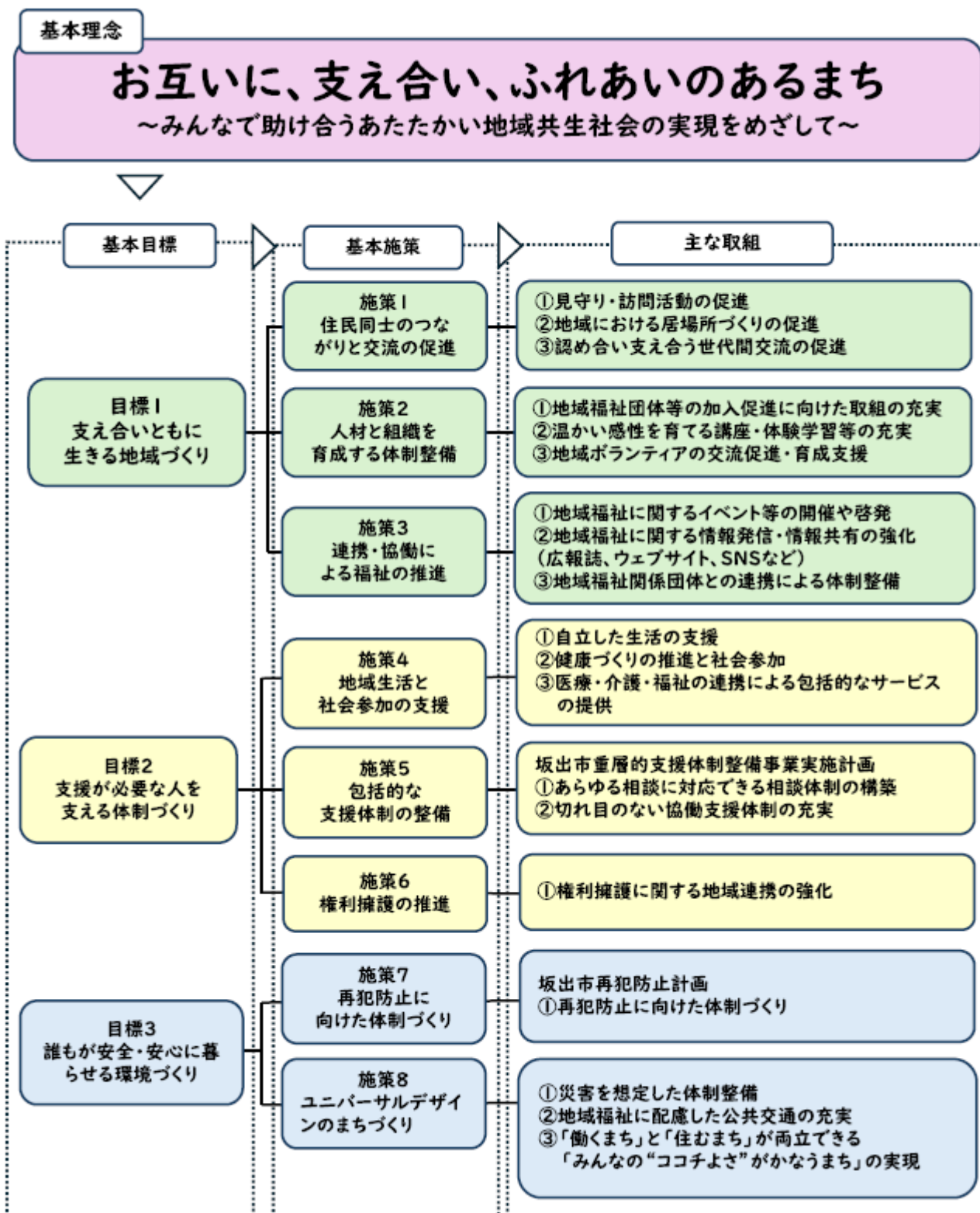
3. 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが安全で、安心して暮らせるまちをめざします。

様々な人が心地よく過ごせる居場所づくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、安全で、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

- (1) 再犯防止に向けた体制づくり（坂出市再犯防止計画）
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり

3. 施策の体系



第4章 計画の推進

目標1 支え合いともに生きる地域づくり

誰もが孤立することなく地域の一員として、支え合い暮らせるまちをめざします。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが楽しみや生きがいを持ち、自由に集まり交流をすることで、互いを認め思いやる心を育て、支え合いともに生きる地域づくりを推進します。

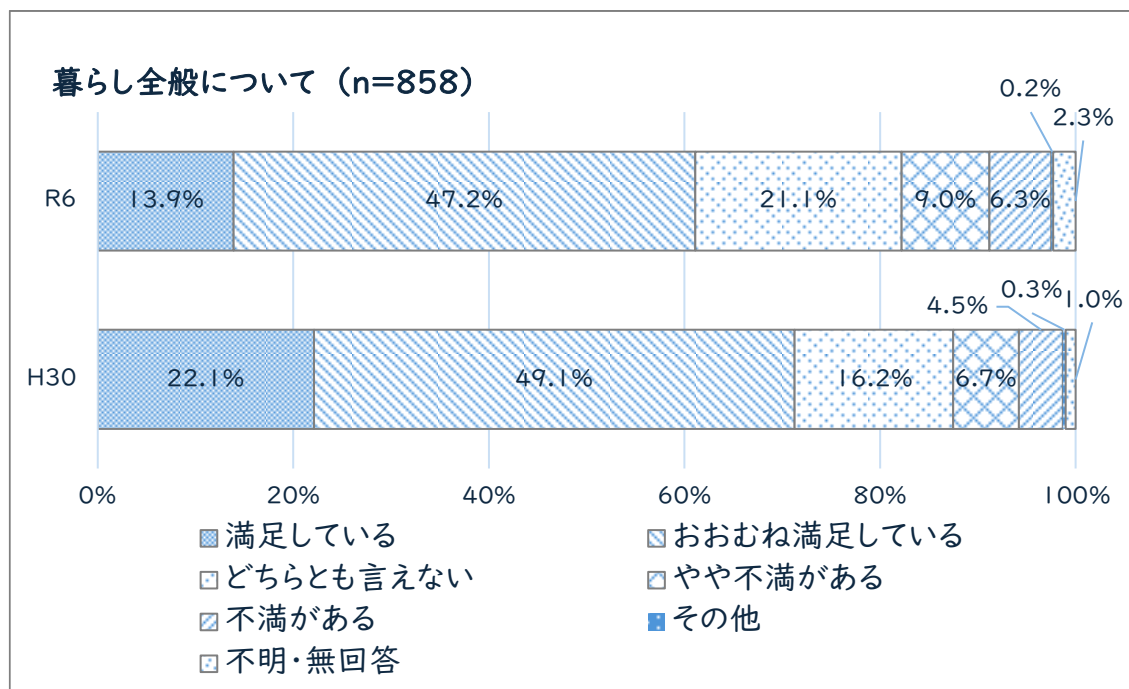
■施策1 住民同士のつながりと交流の促進

住民同士のつながりと交流を促進するため、地域住民が互いに見守り、支え合う「見守り・訪問活動」を推進し、世代や多様な人びとが集える「居場所づくり」を進めていきます。そして、異なる世代間での交流を深めることで、お互いを認め合い、支え合う温かい地域社会を実現します。

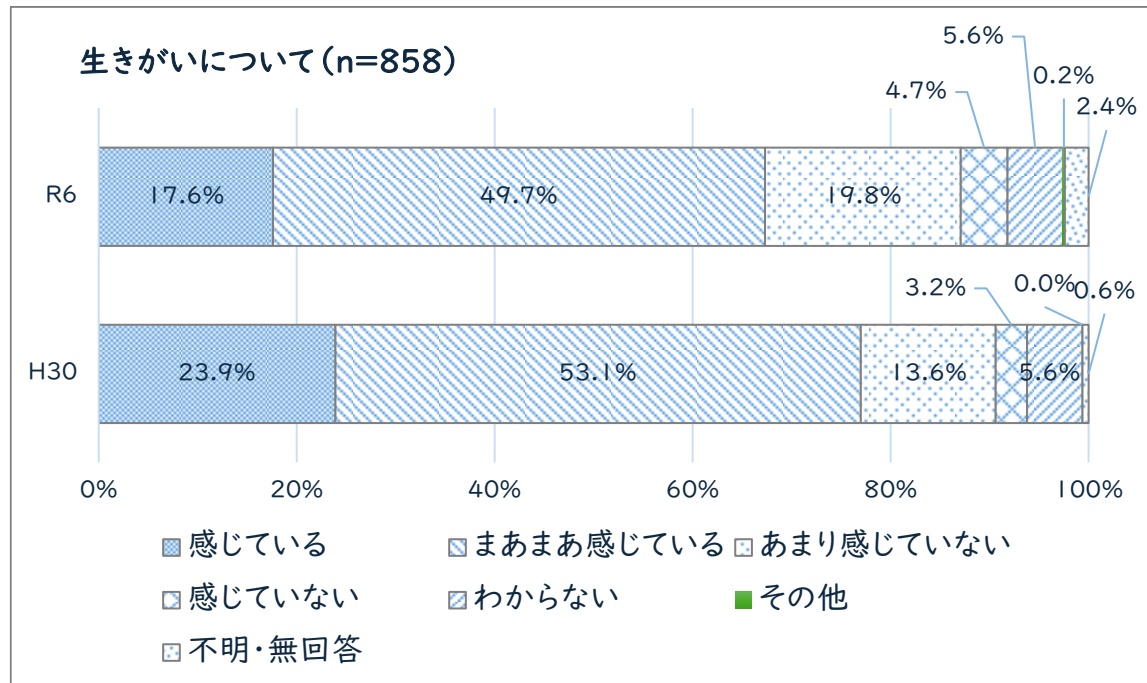
(1) 現状

ア. 市民アンケート調査より

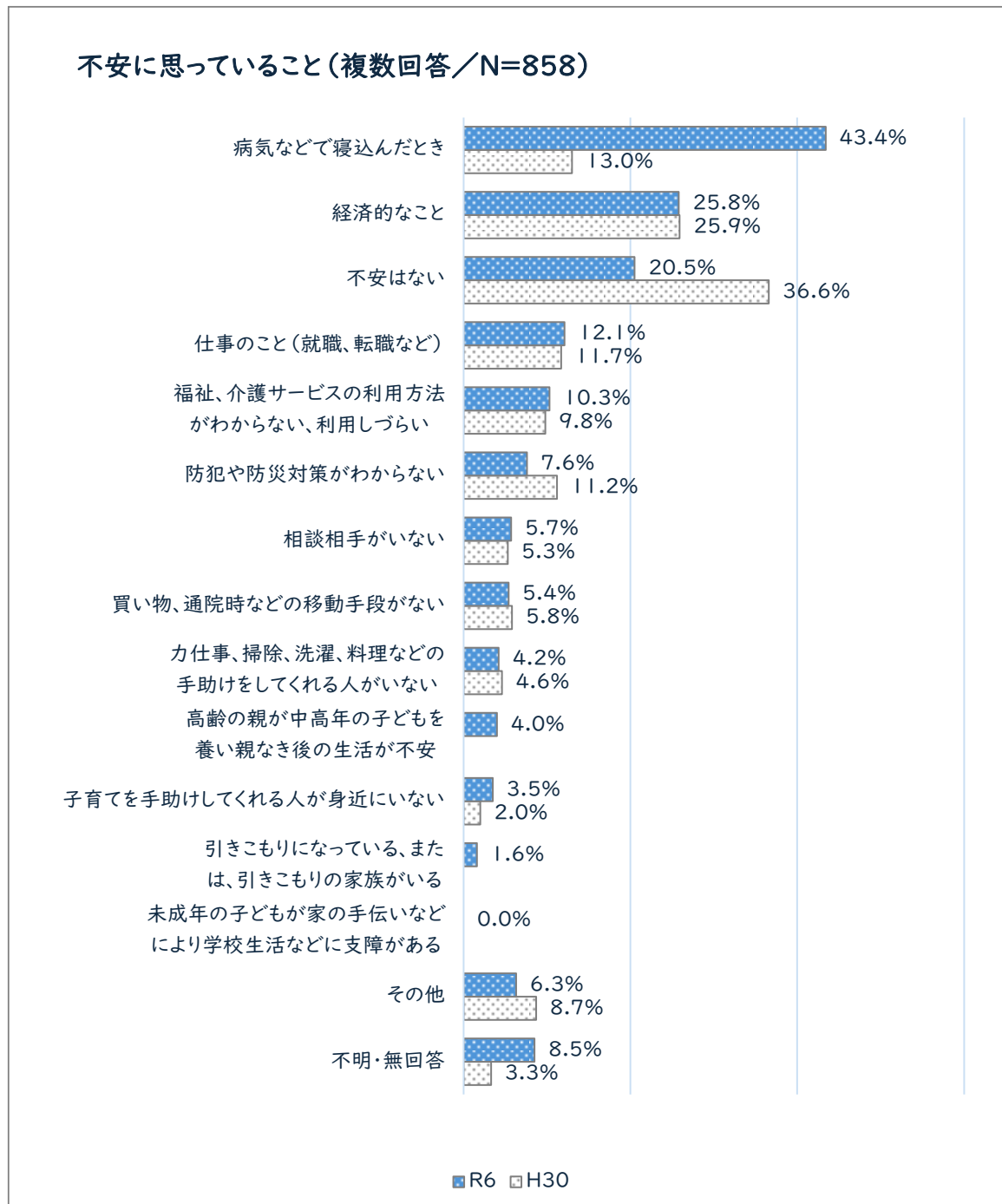
暮らし全般について満足しているかについては、「おおむね満足している」47.2%と、「満足している」13.9%とを合わせて、約6割の人が満足感を感じておられますが、前回との比較では、10.1ポイント低くなっています。



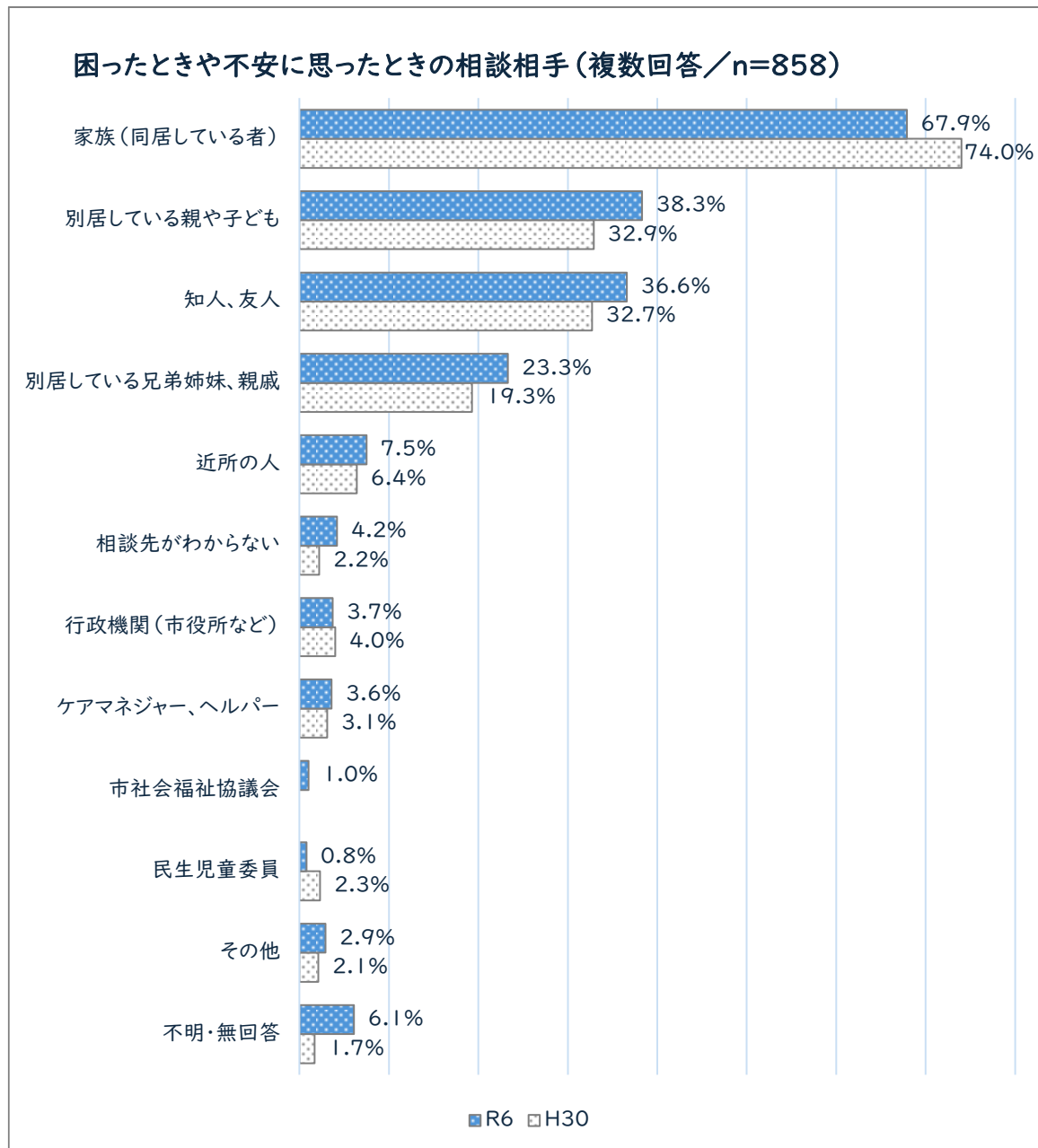
生活の中で感じる喜びや生きがいを感じているかについては、「感じている」17.6%と、「まあまあ感じている」49.7%とを合わせて、7割近い人が喜びや生きがいを感じておられますが、前回との比較では、9.7ポイント低くなっています。



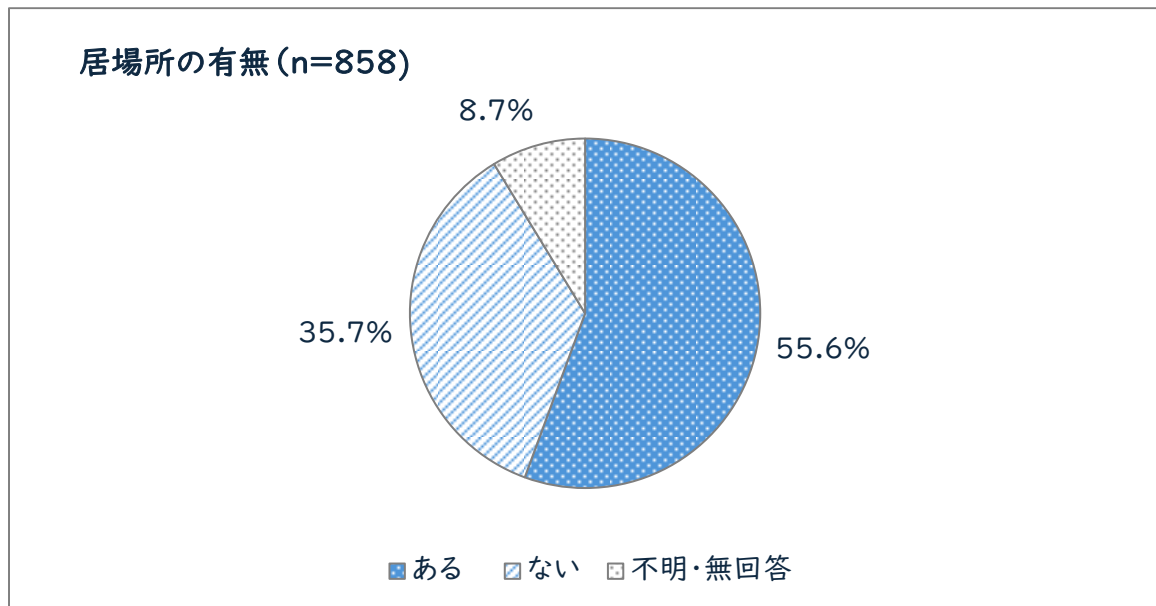
困ったことや不安に思っていることについては、「病気などで寝込んだ時」43.4%が最も高く、次いで「経済的なこと」25.8%、「不安はない」20.5%となっています。前回との比較では、「不安はない」が16.1ポイント低くなった一方で、「病気などで寝込んだとき」が30.4ポイント高くなっています。



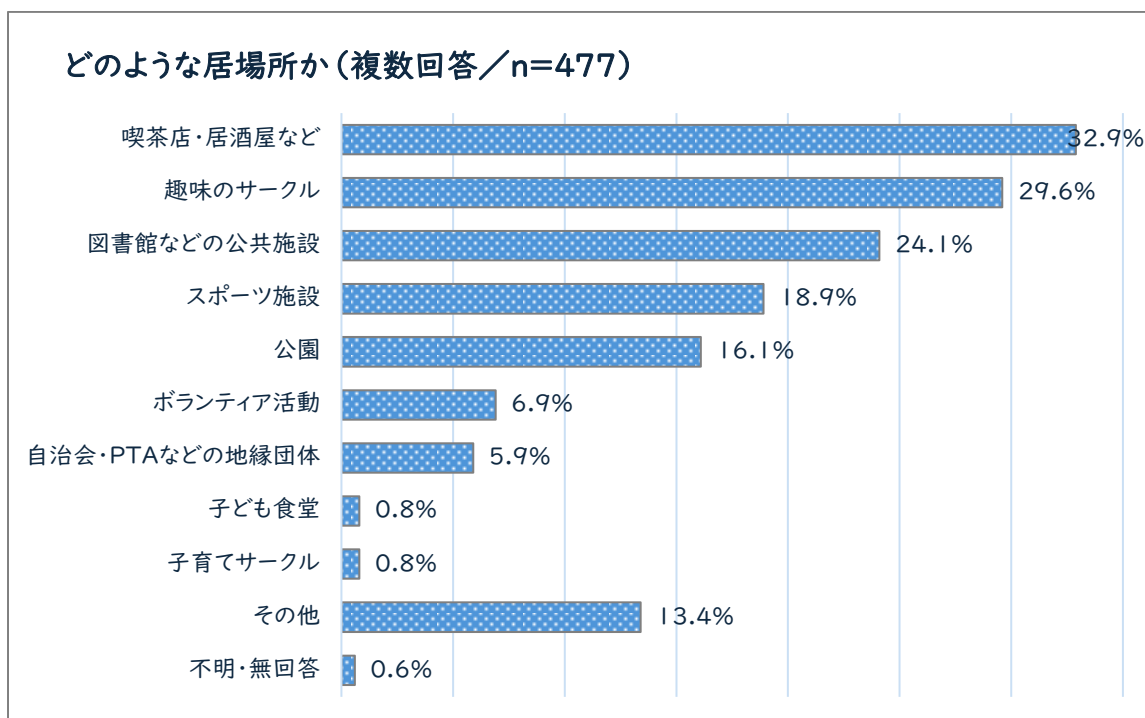
困ったときや不安に思っているときの相談相手については、「家族（同居している者）」67.9%が最も高く、次いで「別居している親や子ども」38.3%、「知人、友人」36.6%となっています。前回との比較では、「家族」が6.1ポイント下がり、「別居している親や子ども」が5.4ポイント、「知人、友人」が3.9ポイント高くなっています。



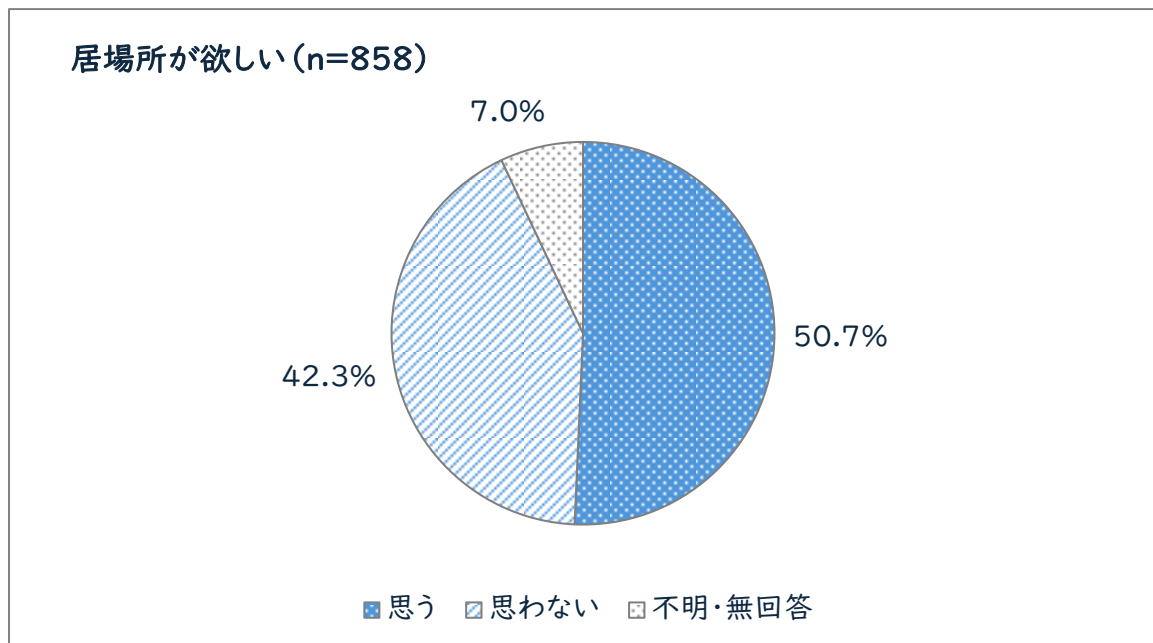
学校・職場や自宅以外の場所（居場所）があるかについては、「ある」と答えた人が55.6%、「ない」と答えた人が35.7%となっています。



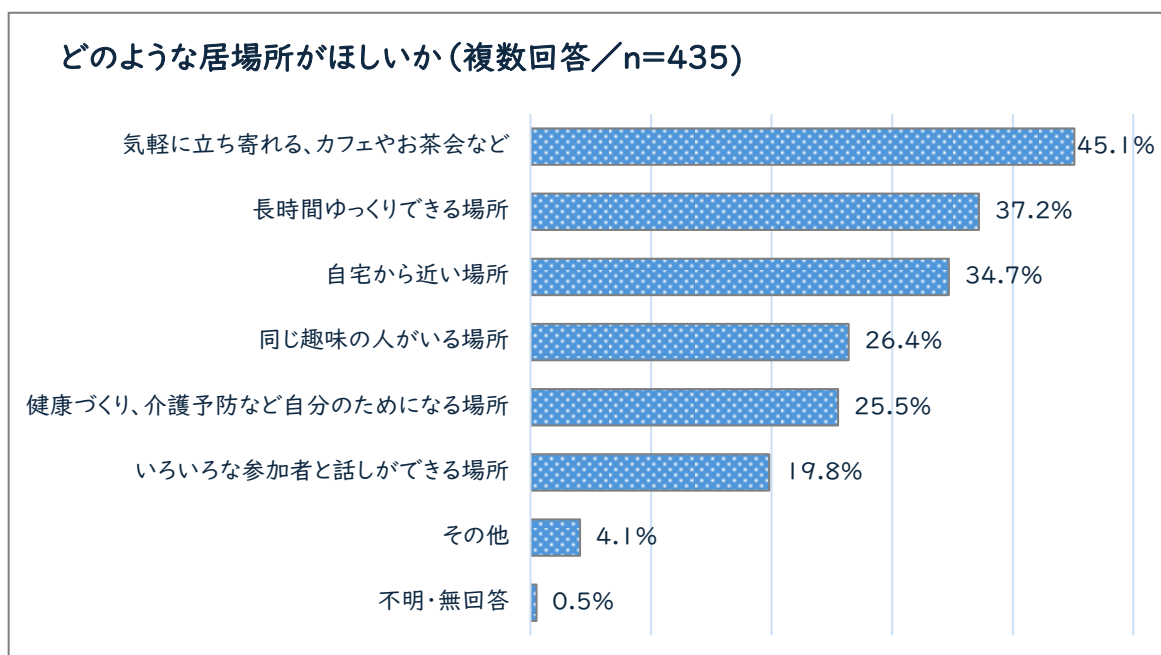
居場所が「ある」と答えた人の居場所は、「喫茶店・居酒屋など」32.9%が最も高く、次いで「趣味のサークル」29.6%、「図書館などの公共施設」24.1%となっています。また、その他では、「実家や親戚宅」、「友人宅」、「デイサービス」などといった回答がありました。



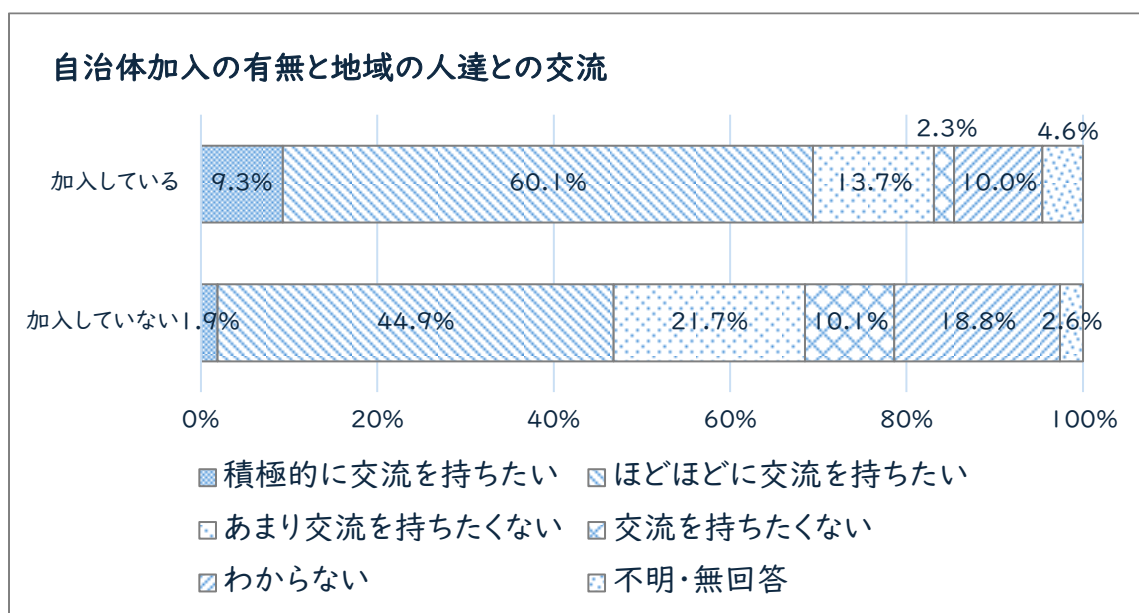
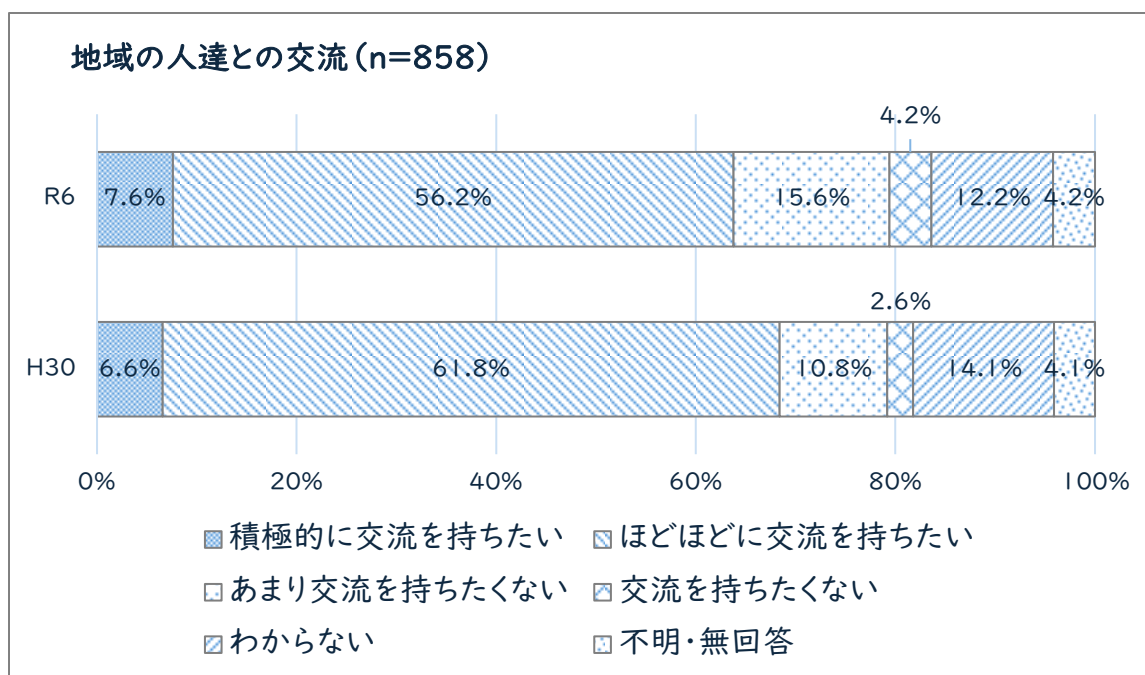
居場所が欲しいと思うかについて、「思う」と答えた人が50.7%、「思わない」と答えた方が42.3%となっています。



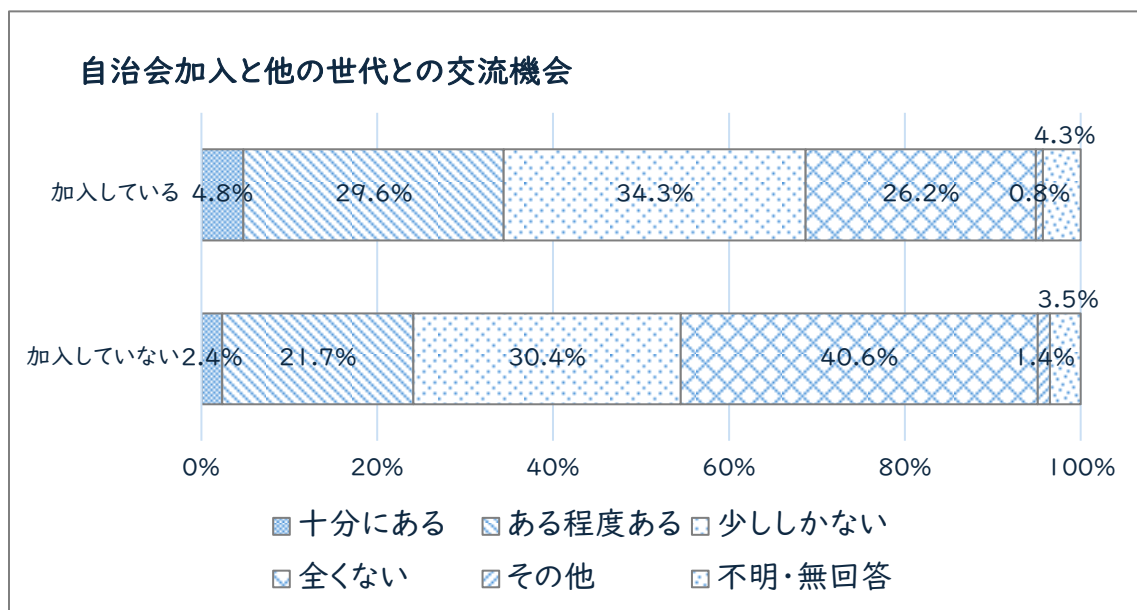
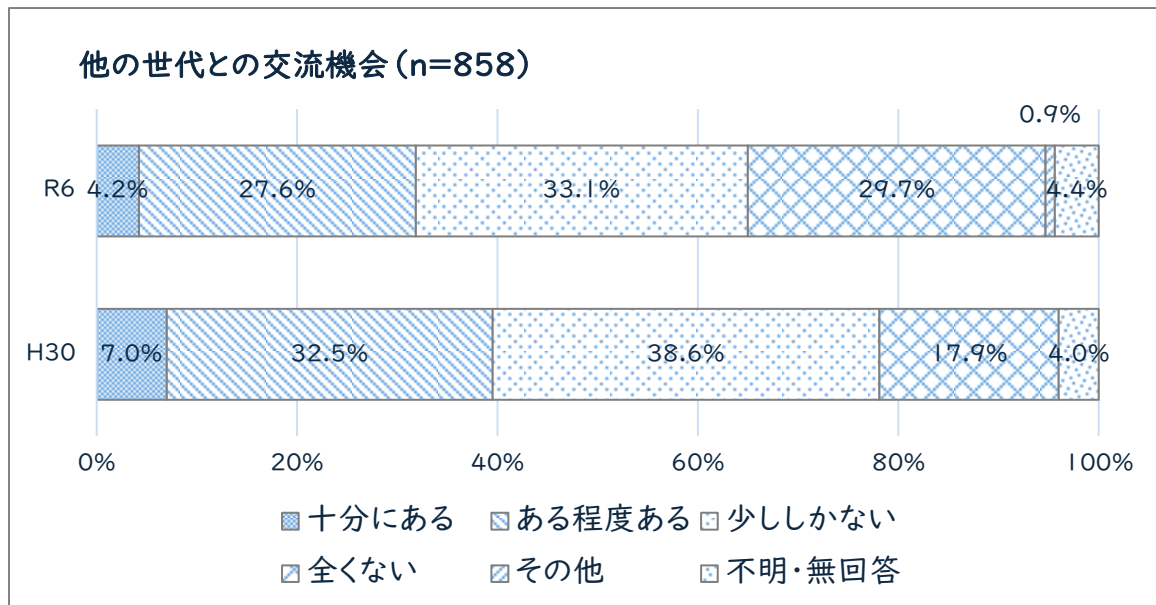
居場所が欲しいと「思う」と答えた人が希望する居場所は、「気軽に立ち寄れる、カフェやお茶会など」45.1%が最も高く、次いで「長時間ゆっくりできる場所」37.2%、「自宅から近い場所」34.7%となっています。その他では、「静かにゆっくりできる場所」や「子ども連れて、長時間滞在できる場所」などの回答がありました。



地域の人達との交流については、「ほどほどに交流を持ちたい」56.2%が最も高くなっています。
自治会加入の相関では、加入の有無で交流への意識が違ってくるのが分かります。



他の世代との交流機会については、「十分にある」4.2%、「ある程度ある」27.6%となっており、前回との比較で、計 7.7 ポイント低くなっています。また、自治会加入との相関では、加入の有無によって、交流機会の頻度にも差が出ています。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・ 民生児童委員の活動が認知されておらず、調査や見守り等に支障がでている。
- ・ 地域でのかかわりが希薄になってきているため、アプローチが難しい。
- ・ ひきこもりの若い人には、居場所・通える場がほしい。
- ・ 地域課題が多様化・複雑化し、民生児童委員など担い手への負担が増加。

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 自分からあいさつをして、近所の人とコミュニケーションを図り、顔の見える関係をつくりましょう。
- 地域の仲間づくり・居場所づくり活動等に、参加しましょう。

イ. 互助（地域のみんなができること）

- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の支援が必要な人に対して、地域で協力しながら見守る仕組みをつくりましょう。
- 地域の様々な施設を活用して、話し合いや情報交換、交流が図れる拠点としましょう。
- 仲間づくり・居場所づくり活動で、誰もが気軽に交流し、支え合える関係を築きましょう。
- 祭りや運動会等の様々な地域合同行事に、高齢者や障がいのある人、子育て中の親等の参加を積極的に呼びかけ、地域交流、ふれあいの場づくりに努めましょう。
- 様々な人びとを対象とした交流事業、地域行事の開催に努めましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 見守り・訪問活動の促進

- 声かけやあいさつ、近所づきあい、見守り等を大切にし、あたたかい地域づくりを支援します。
- 地域の関係機関・団体等と連携を深め、高齢者や障がいのある人、子育て中の親等の、見守り・訪問活動や食事サービス、生活支援活動等の充実を図るとともに、地域活動に参加していない人や、現在の見守り活動の対象とならない人への対応についても引き続き支援します。

② 地域における居場所づくりの促進

- 地域の関係団体と連携を図り、地域住民同士が自然に助け合い、協力し合える関係をつくれるように、仲間づくり・居場所づくり活動を引き続き支援します。
- 重層的支援体制整備事業の取り組みとして、各事業の対象者の居場所を確保したうえで、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。(56 ページ参照)

③ 認め合い支え合う世代間交流の促進

- 地域の関係団体等と連携を図り、地域の実情に合った交流活動を推進していきます。
- 学校における、「総合的な学習の時間」を活用し、ボランティア活動・地域行事への参加を支援し、福祉に関する学習を推進していきます。

■施策２ 人材と組織を育成する体制整備

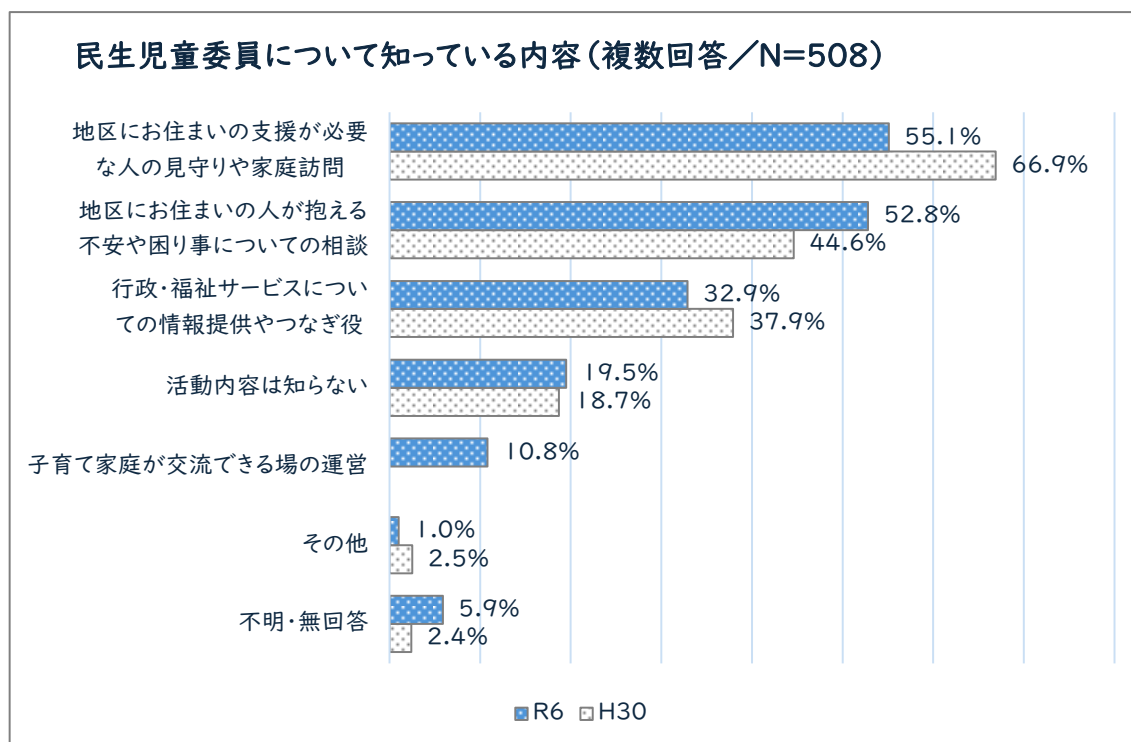
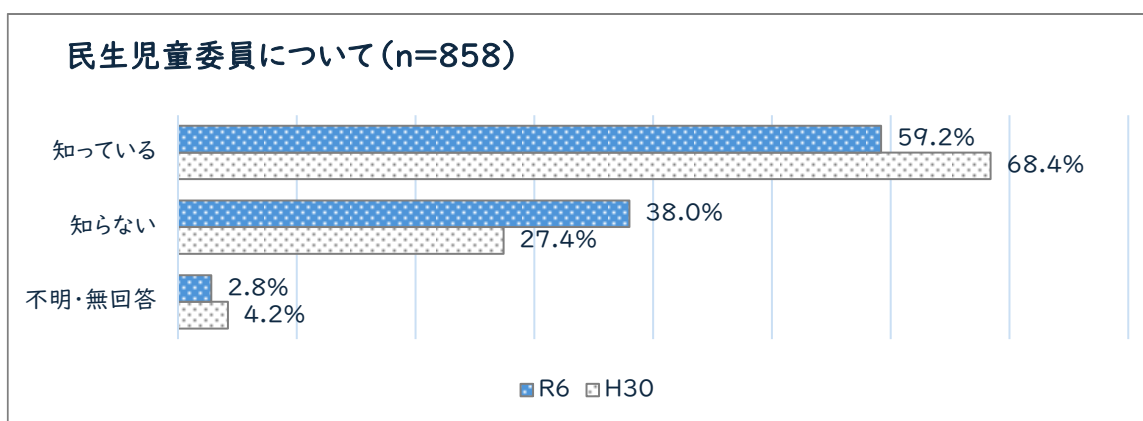
人材と組織を育成する体制整備のため、地域福祉団体への加入促進を図り、地域福祉活動への参加を促します。同時に、温かい心と地域貢献の意識を育むための講座や体験学習の機会を充実させ、地域ボランティアの育成と活動を支援します。これらを通じて、地域福祉を担う人材を育成し、地域社会の活性化に貢献します。

（１）現状

ア. 市民アンケート調査より

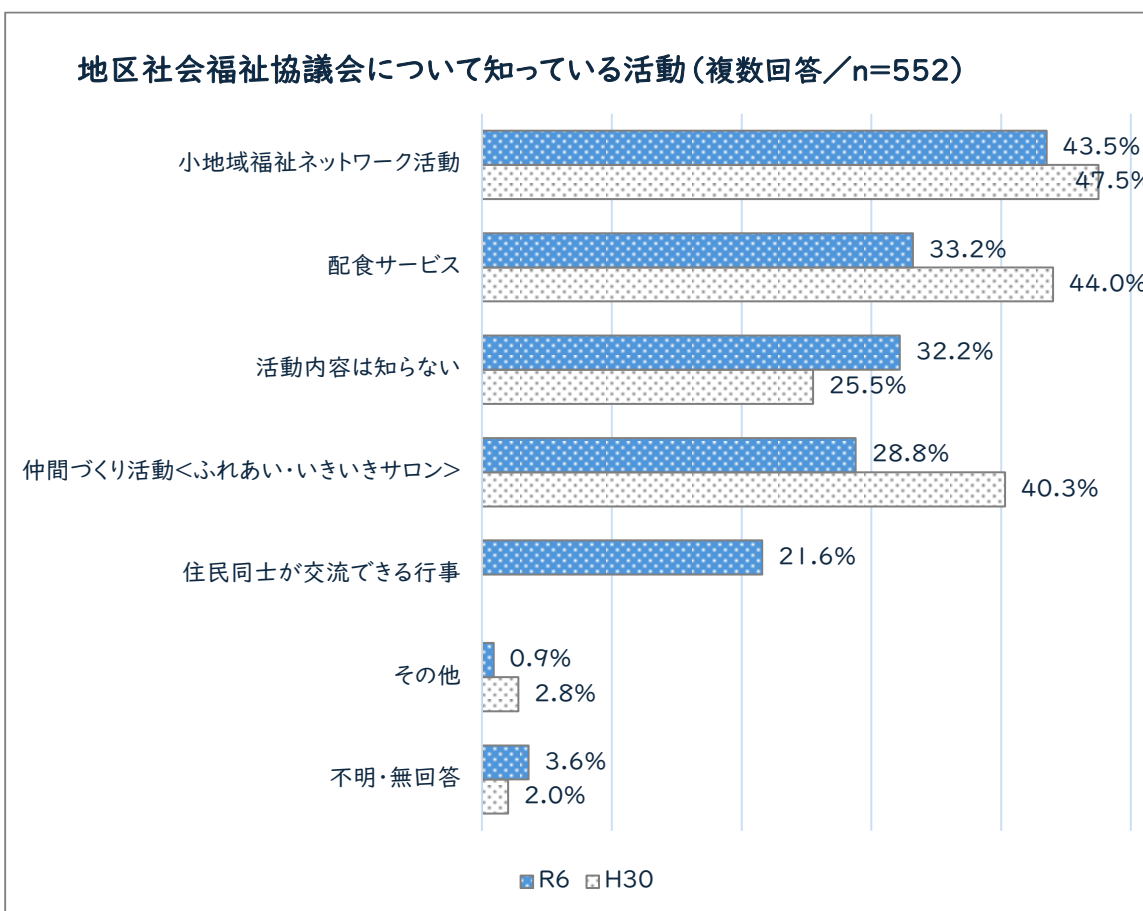
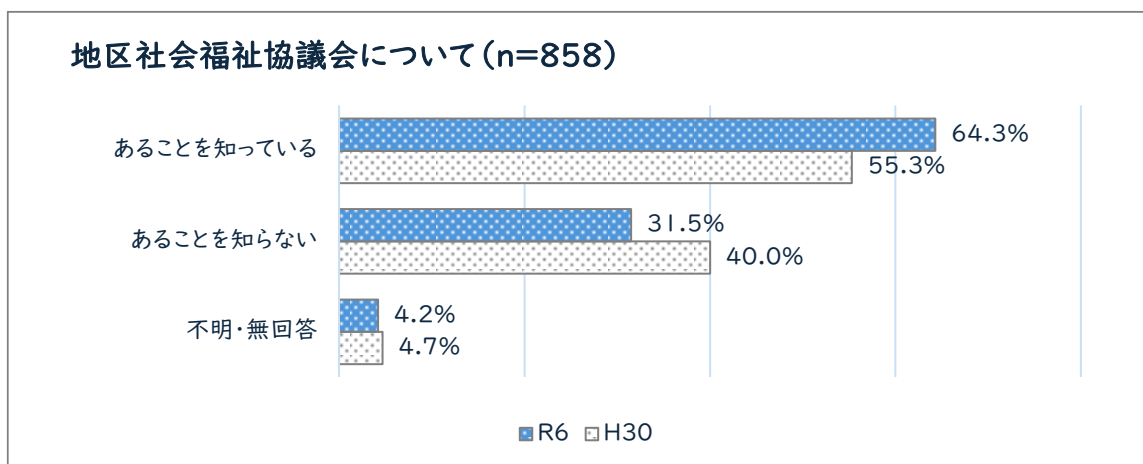
民生児童委員については、「知っている」と答えた人が59.2%、「知らない」と答えた人が38.0%となっており、前回との比較では、「知っている」が9.2ポイント低くなり、「知らない」が10.6ポイント高くなっています。

民生児童委員の活動内容で知っているものについては、「地区にお住まいの支援が必要な人の見守りや家庭訪問」55.1%が最も高く、次いで「地区にお住まいの人が抱える不安や困り事についての相談」52.8%となっています。



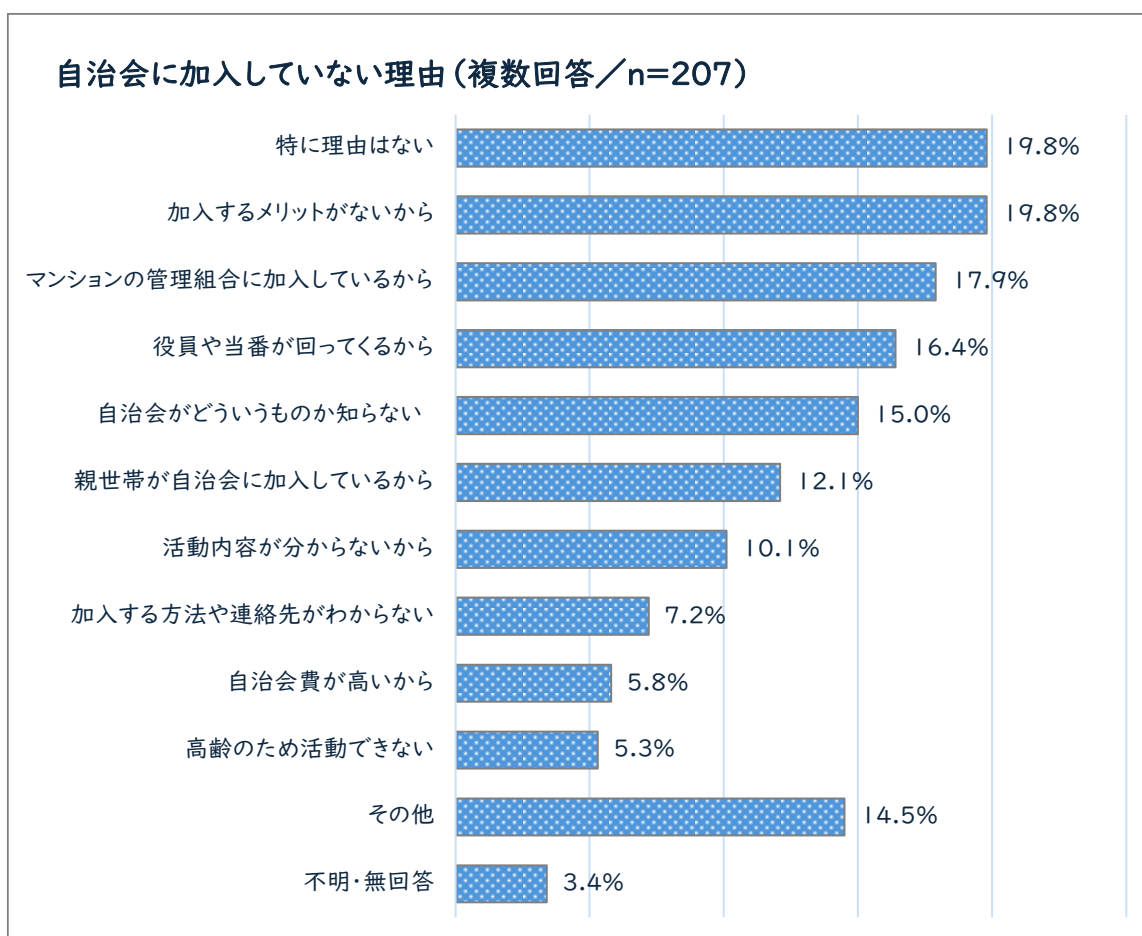
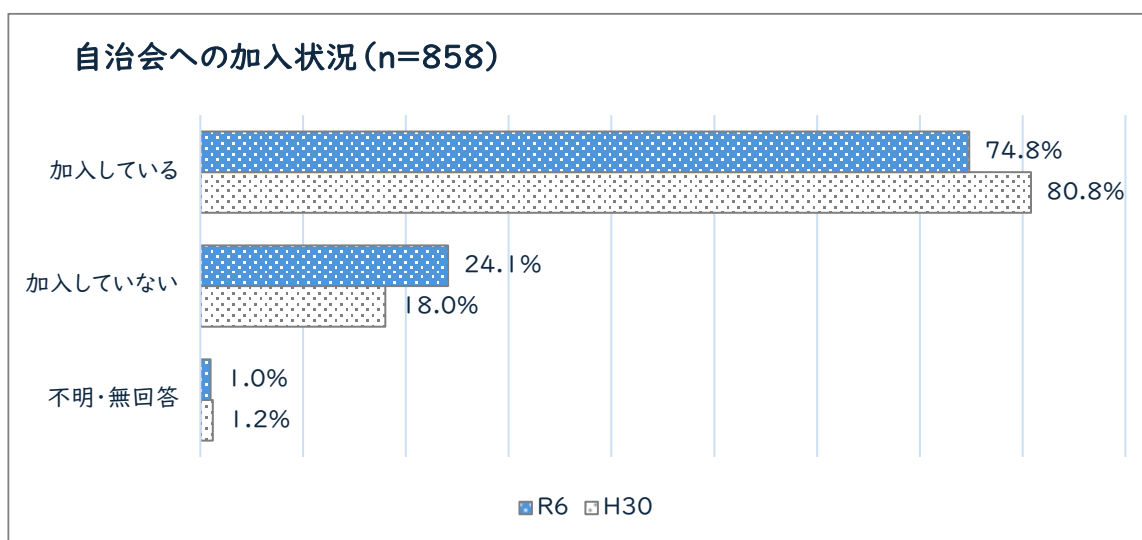
地区社会福祉協議会があることについては、「知っている」と答えた人が64.3%、「知らない」と答えた人が31.5%となっており、前回との比較では、「知っている」人の割合が9ポイント高くなっています。

地区社会福祉協議会の活動で知っている活動については、「小地域福祉ネットワーク活動」43.5%が最も高く、次いで「配食サービス」33.2%、「活動は知らない」32.2%となっています。なお、今回より「住民同士が交流できる行事」を新たに加えておりますが、21.6%と比較的高い割合となっています。



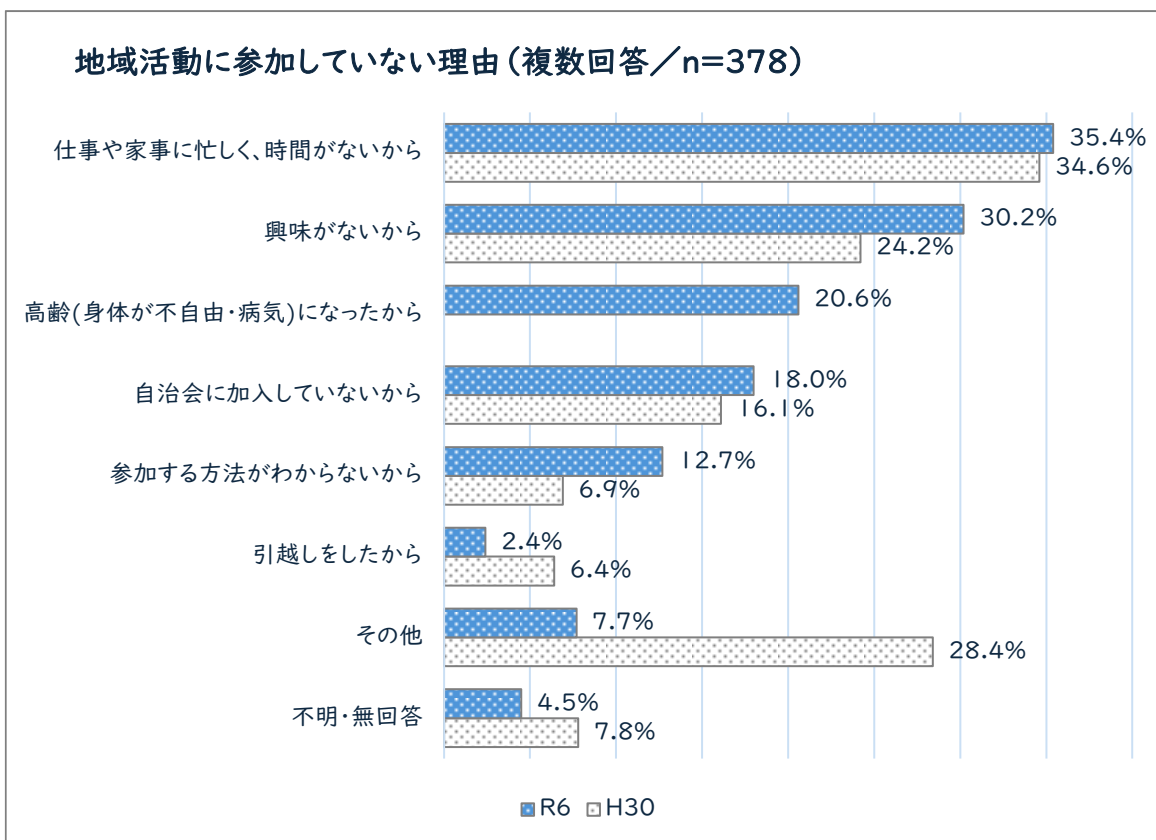
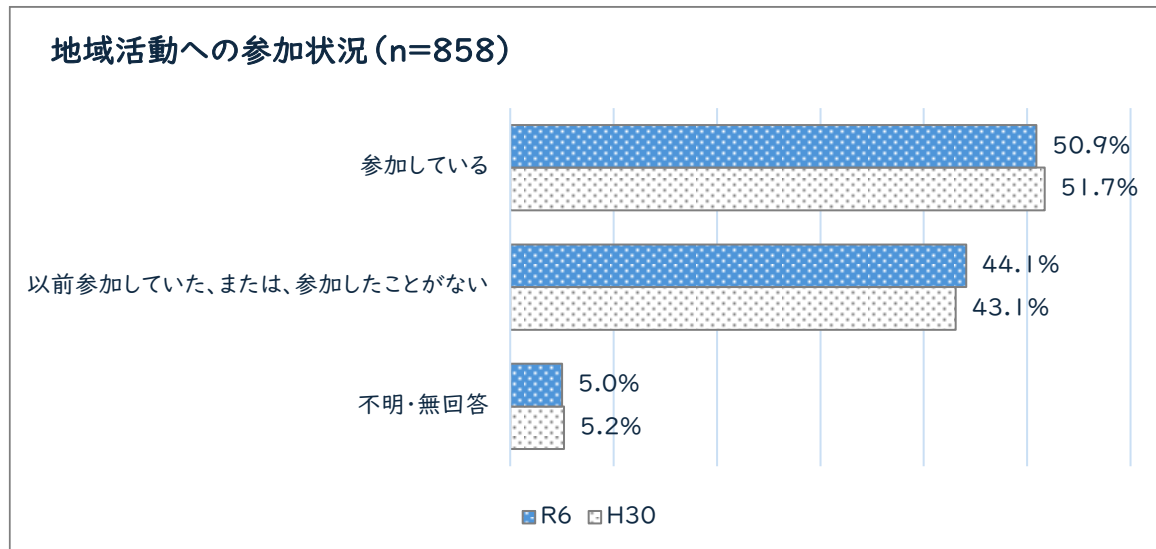
自治会への加入状況については、「加入している」と答えた人が74.8%、「加入していない」と答えた人が24.1%となっており、自治会への加入世帯は、年々減少しています。

自治会に加入していない理由については、「特に理由はない」と「加入するメリットがないから」19.8%が最も高く、次いで「マンションの管理組合に加入しているから」17.9%となっています。なお、その他では、「仕事などで役員ができない」「自治会がない」「親も入っていない」などといった回答が多くありました。



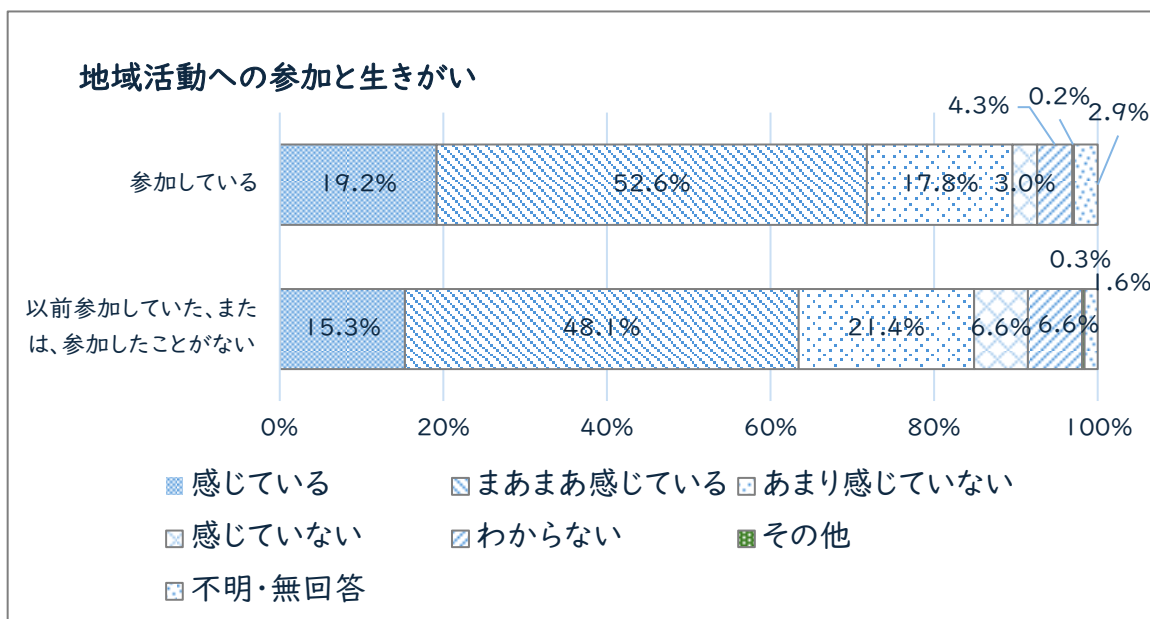
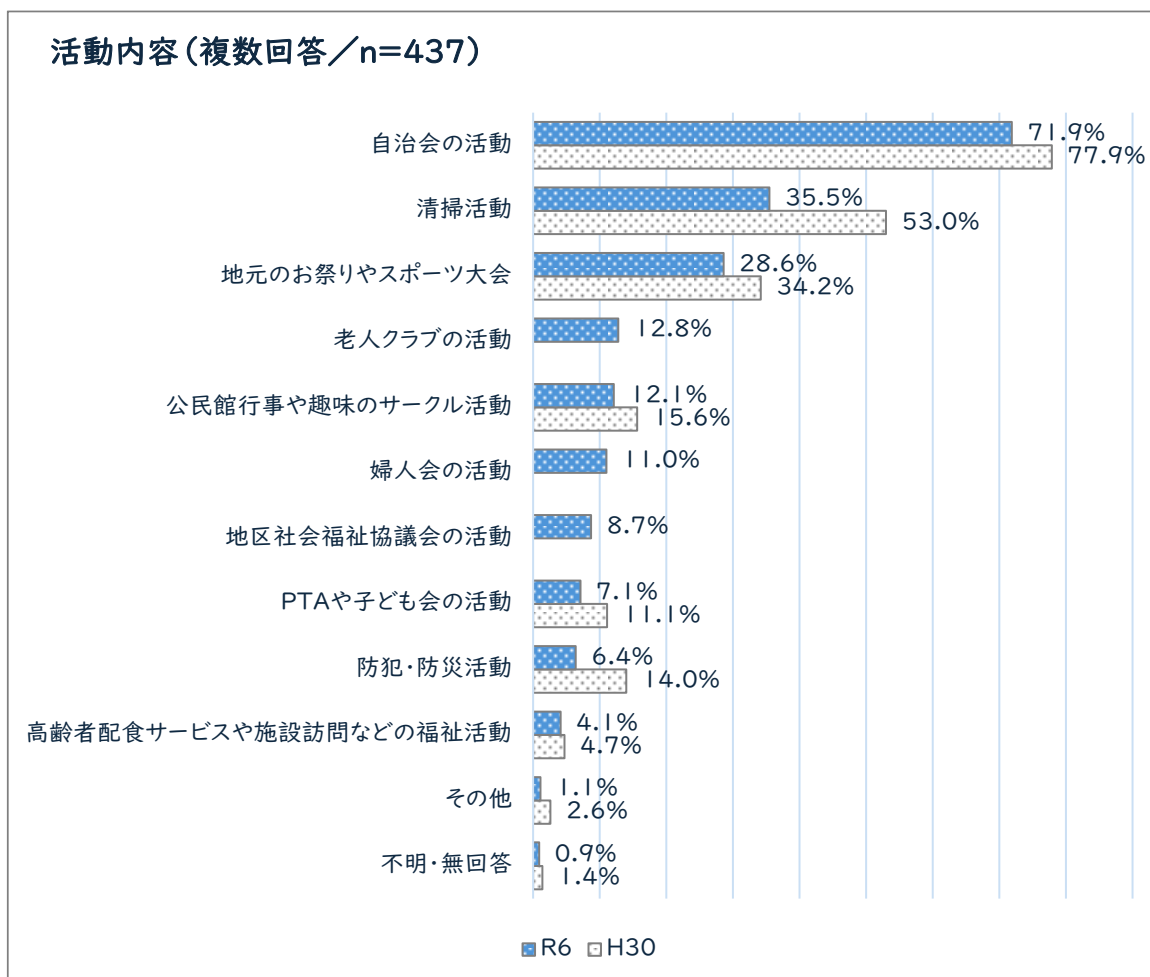
地域活動への参加状況については、「参加している」と答えた人が50.9%、「以前参加していた、または、参加したことがない」と答えた人が44.1%となっています。

地域活動に参加していない理由については、「仕事や家事に忙しく、時間がないから」35.4%が最も高く、次いで「興味がないから」30.2%、「高齢(身体が不自由・病気)になったから」20.6%となっています。

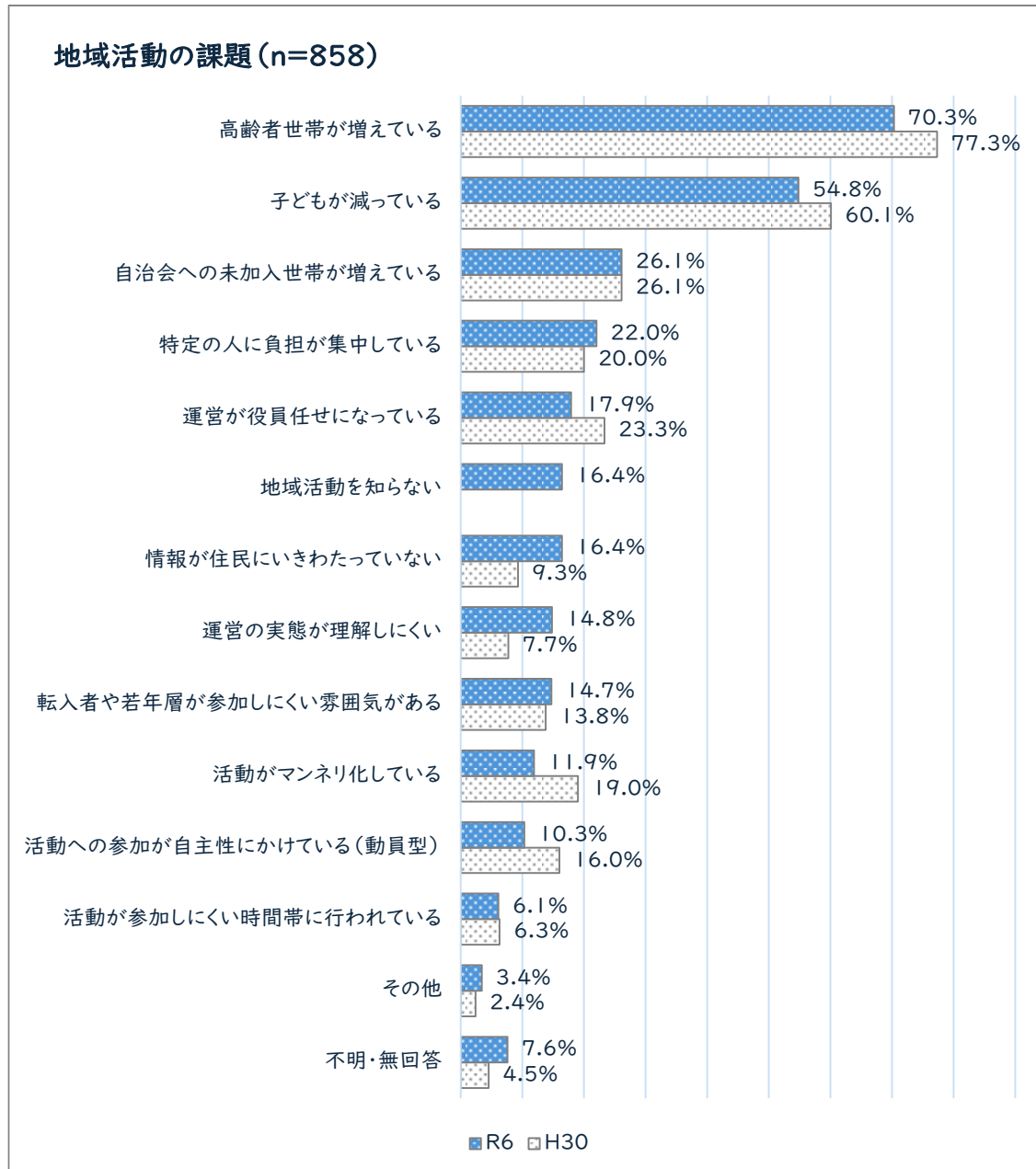


活動内容については、「自治会の活動」71.9%が最も高く、次いで「清掃活動」35.5%、「地元のお祭りやスポーツ大会」28.6%となっています。

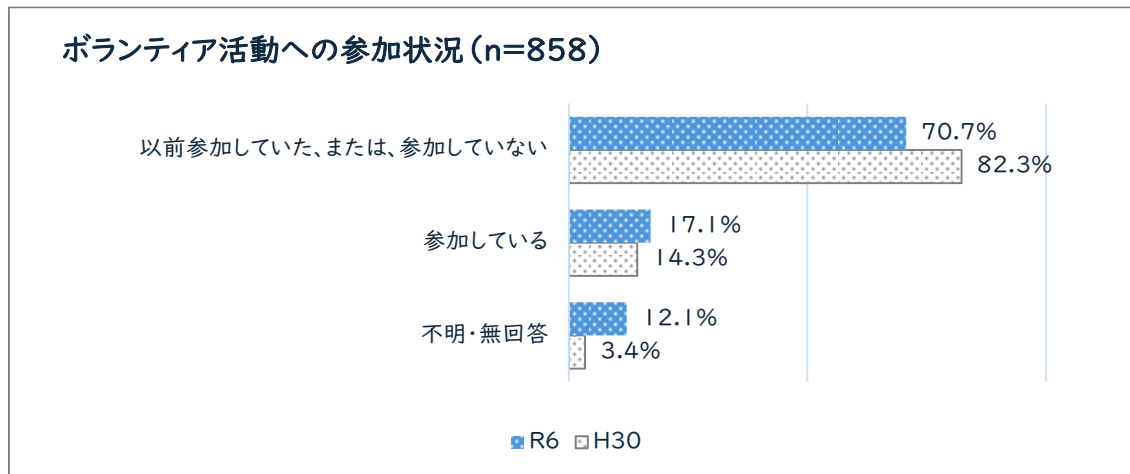
地域活動への参加と生きがいについては、活動に参加している人が「喜びや生きがいを」多く感じている傾向にあります。



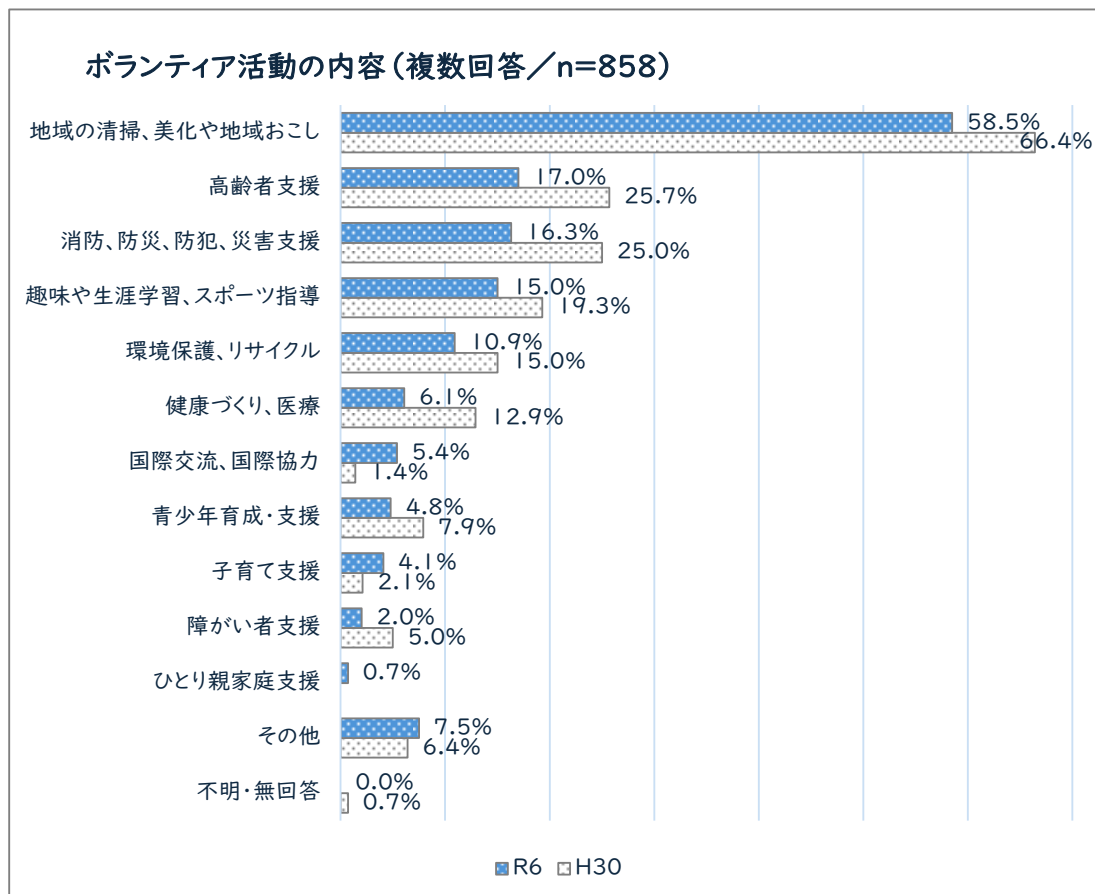
地域活動の課題については、「高齢者世帯が増えている」70.3%が最も高く、次いで「子どもが減っている」54.8%で、少子高齢化が課題と感じている人が多くなっています。また、「自治会への未加入世帯が増えている」も26.1%で、前回同様に課題の上位となっています。

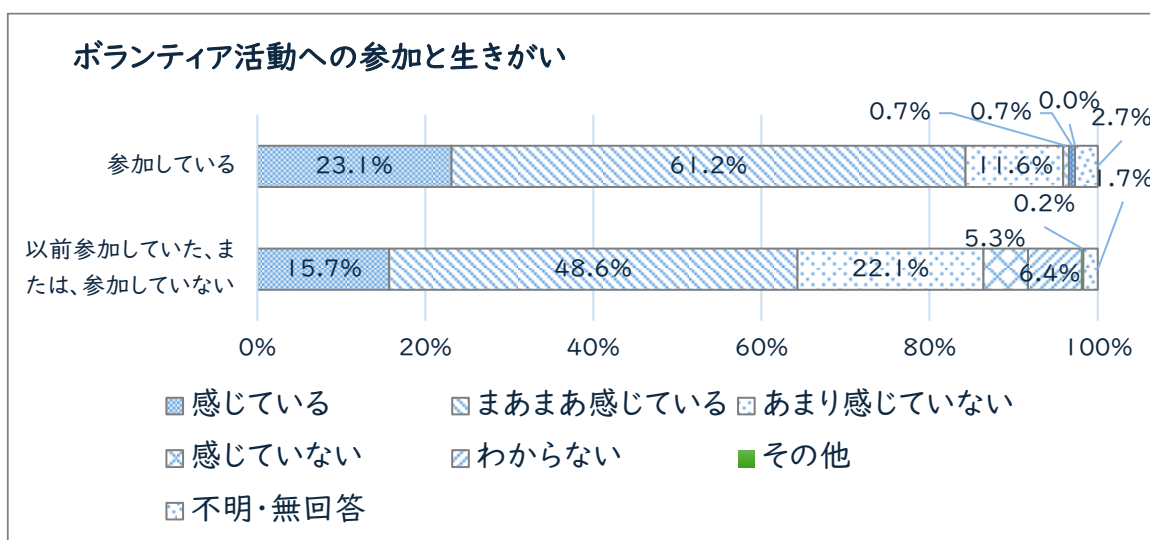


ボランティア活動への参加状況については、「以前参加していた、または、参加したことがない」70.7%、「参加している」17.1%となっており、前回との比較では、若干ではありますが、「参加している」人の割合が高くなっています。



どのようなボランティア活動に参加しているのかについては、「地域の清掃、美化や地域おこし」58.5%が最も高く、次いで「高齢者支援」17.0%、「消防、防災、防犯、災害支援」16.3%となっています。ボランティア活動への参加と生きがいについては、活動に参加されている人が、「喜びや生きがいを」多く感じている傾向にあります。





イ. 関係団体ヒアリングより】

- ・各種イベントへの積極的な参加による PR 活動がしたい。
- ・各種団体への理解や PR を広報等で発信してほしい。
- ・福祉体験学習の実施（市内福祉施設）をしたい
- ・地域に向けた障がい理解の促進、学ぶ機会の創出などが必要
- ・他団体と連携して子どもの保護者を対象とした研修会の開催が必要
- ・若い人が集まるような仕組みづくりが市全体として必要
- ・祭りやイベント等、自治会員が交流できる行事の充実が必要
- ・子どもの頃から参加して、地域に馴染みを持ってもらえる活動が必要
- ・地域に関心を持ってもらえるような活動が必要

（２）今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 自分の知識や経験を活かして、地域行事やボランティア活動に参加しましょう。
- 生涯学習に関する活動に積極的に参加するなど、楽しみや生きがいを持ちましょう。
- 地域福祉に関心を持ち、身近な人が困っている場合には「我が事」として捉え、できる支援をしましょう。
- 地域の構成員として貢献することを役割と捉え、地域の行事や清掃活動に積極的に参加し、地域の人と交流を図ることで、協力し合える関係を築きましょう。

イ. 互助（地域のみんなができること）

- 地域行事やボランティア活動等に誘い合って参加し、積極的に加入促進のPR活動しましょう。
- だれもが気軽に参加しやすく、個々の知識や経験、専門的技術を活かせる、研修・学習会等を開催しましょう。
- 地域のリーダーとなれる人材の発掘や養成に努め、福祉について話し合い交流できる場を作りましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 地域福祉団体等の加入促進に向けた取組の充実

- 地域の関係団体等と連携を図り、広報、市ホームページ等での情報提供し、転入時にパンフレットを配布する等加入促進に協力していきます。

② 温かい感性を育てる講座・体験学習の充実

- 乳幼児期における家庭での福祉教育の大切さをあらゆる機会を通じて、広報・啓発していきます。
- 学校における「総合的な学習の時間」にICT機器の活用等により、社会福祉体験活動や様々な人との交流の機会を充実させていきます。
- 地域福祉に関心が持てるよう福祉活動の活性化を支援していきます。

③ 地域ボランティアの交流促進・育成支援

- 住民同士が地域の実情に合った話し合いや交流の場がもてるよう、地域の関係団体等と連携し支援を行っていきます。
- 市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報の提供やボランティア間の交流等を支援します。
- 地域住民が主体となって行う地域福祉を支える活動拠点づくりや交流、支え合い活動に関する助成制度等の情報提供を行っていきます。

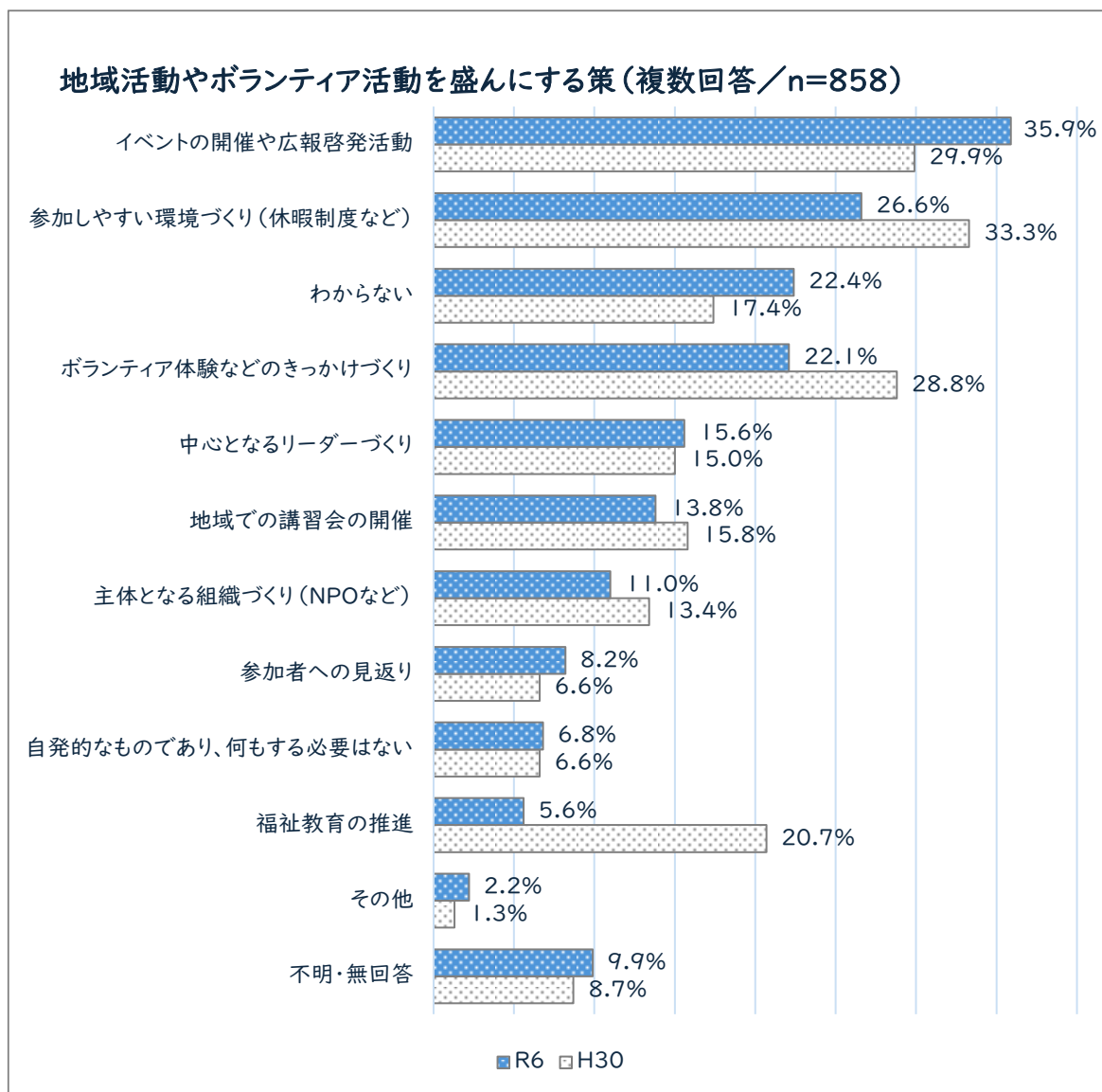
■施策3 連携・協働による福祉の推進

連携・協働による福祉の推進のため、地域福祉に関するイベントや啓発活動を通じて、住民の意識を高め、重層的支援体制整備事業の一つとして、多様な主体が参画できる環境を整備します。また、情報発信を強化し、関係機関との連携を深めることで、地域全体で福祉課題解決に取り組む体制を構築します。これらによって、より効果的で持続可能な地域福祉を実現します。

(1) 現状

ア. 市民アンケート調査より

地域活動やボランティア活動を盛んにするために効果的な策については、「イベントの開催や広報啓発活動」35.9%が最も高い。「参加しやすい環境づくり（休暇制度など）」26.6%、「ボランティア体験などのきっかけづくり」22.1%など、活動に参加するための体制整備が必要との回答が多くなっています。



イ. 関係団体ヒアリングより】

- ・祭りやイベント等、地域が交流できる行事を充実させたい
- ・子ども食堂等、子どもを地域で支える活動がしたい
- ・イベント周知の広報掲載回数をもう少し増やしてほしい
- ・ボランティア活動のPRを行い、担い手の発掘をしたい
- ・新たに障がい者手帳を取得した人へ、障がい者団体のPRをしてほしい
- ・市内の子育て支援に関する情報提供、普及・啓発活動の実施
- ・若い世代への民生委員制度のPR活動が必要（子ども民生委員など）
- ・学校との連携により、地域が若年層や子どもとのかかわりで一体感を醸成すべき
- ・様々な地域団体が縮小している、これまでとは違った連携の強化が必要
- ・今後は、企業・法人と地域団体等の連携による担い手の確保が必要
- ・組織を支える体制づくりを見直すべき
- ・子どもたちの登下校時に防犯グッズ(キーホルダーやステッカー等)の普及など見守り活動の強化が必要
- ・地区を超えてつながることができる環境や場づくりが必要
- ・専門機関との連携によるサポート体制の構築や強化が必要
- ・単独での取り組みが難しくなっているので、地区全体として関係団体と一緒に事業を行っていききたい
- ・ネットワークづくりがもっとも大事になってくる

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

○地域の情報や開催している行事・活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

イ. 互助（地域のみんなができること）

○様々な地域行事や地域活動を通して、地域住民の地域福祉への理解に努めましょう。
○広報誌や回覧板等を活用して、地域の行事や福祉活動等の情報共有を行いましょう。
○社会福祉施設等と連携してイベントを開催するなど、地域と施設のつながりを深めましょう。
○市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会と連携し、様々な福祉活動を進めましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 地域福祉に関するイベント等の開催や啓発

○地域福祉に関する啓発資料や講座、セミナー、イベント等を活用し、多くの機会や場において、地域福祉の意識の啓発を行います。

② 地域福祉に関する情報発信・情報共有の強化（広報誌、ウェブサイト、SNS など）

- 多様なサービスづくりについて行政内部や関係団体と連携を図り、情報提供等の支援を行っていきます。
- 広報誌やインターネットのホームページ、SNS 等を活用し、情報の即時性を図るとともに、支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、わかりやすく情報発信を行っていきます。

③ 地域福祉関係団体との連携による体制整備

- 地域の関係団体等の組織をはじめ、市社会福祉協議会やボランティア団体、NPO、当事者団体、地域包括支援センター、社会福祉施設等が連携し合い、地域を支えるネットワークづくりを支援していきます。
- 市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画との整合性を図り、地域福祉を推進していきます。
- 地域の関係団体等と連携を図り、地域の福祉活動が円滑に実施できるよう情報提供体制の整備を支援していきます。

これらの取組を通じて、誰もが孤立することなく地域の一員として、支え合い暮らせるまちをめざし、「支え合いともに生きる地域づくり」を実現していきます。

目標２ 支援が必要な人を支える体制づくり

一人ひとりに優しい福祉サービスの提供をめざします。

誰もがニーズにあった福祉サービスや多様な情報提供を受けることによって、自らの選択のもとに自己表現を果たし、自立した暮らしが実現できる体制づくりを推進します。

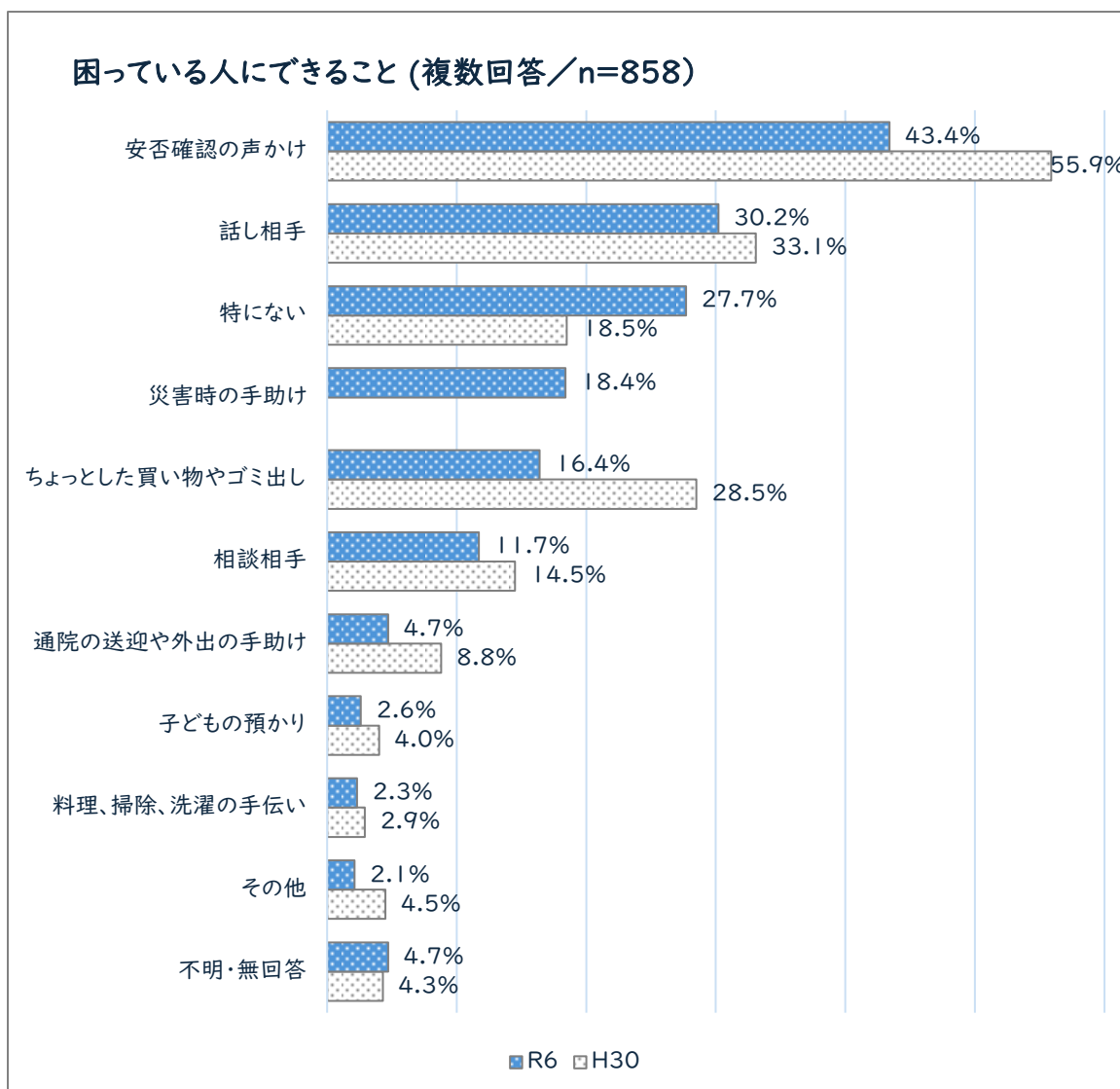
■施策４ 地域生活と社会参加の支援

支援が必要な人が、地域社会の一員として生きがいのある生活を送れるよう、自立した生活を支援し、健康づくりを推進するとともに、医療・介護・福祉の連携を強化し、包括的なサービスを提供します。これにより、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします

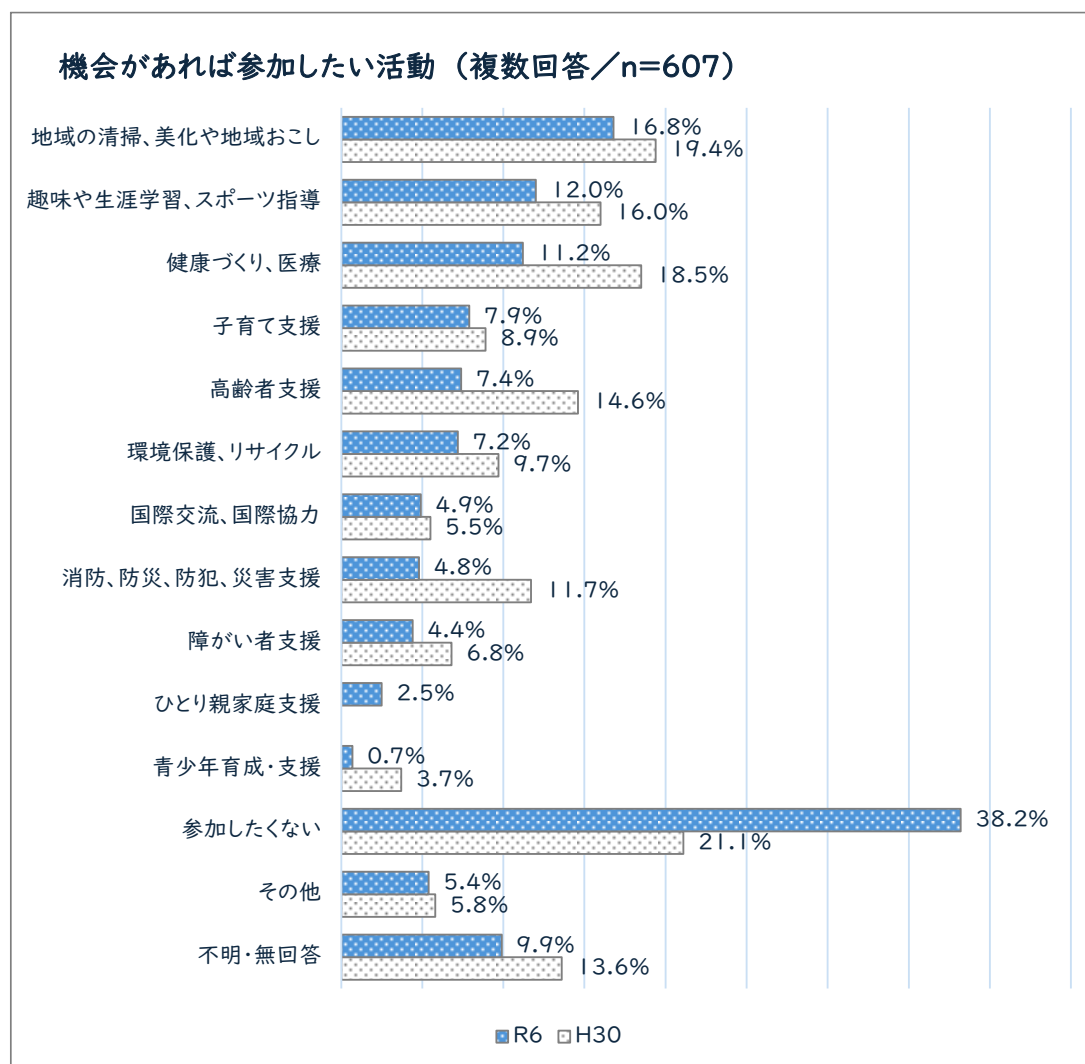
（１）現状

ア. 市民アンケート調査より

困っている人にできることについては、「安否確認の声かけ」43.4%が最も高く、次いで「話し相手」30.2%、「特にない」27.7%となっています。



機会があれば参加したいと思うボランティア活動については、「参加したくない」38.2%が最も高く、次いで「地域の清掃、美化や地域おこし」16.8%、「趣味や生涯学習、スポーツ指導」12.0%となっています。前回との比較で、「参加したくない」が17.1ポイント高くなっており、ボランティア活動自体への関心が低くなっていますが、「地域の清掃、美化や地域おこし」に関しては、比較的高い傾向にあります。



イ. 関係団体ヒアリングより】

- ・健康増進の活動を継続していきたい。
- ・各地域の状況に応じた、新しい健康増進メニューを模索したい。
- ・個人情報保護や守秘義務による情報提供・情報共有の在り方の検討が必要
- ・障がい者(身体障がい・知的障がい・精神障がい)が広く参加できる行事の開催
- ・他市の障がい者団体と連携し、各種催し物を開催してもらいたい
- ・活動の拠点となる施設の確保や維持に支援をしてもらいたい
- ・いろいろな団体の活動をオープンにして、障がい理解が進むようにしてもらいたい
- ・地域に向けた障がい理解の促進や学習の機会を作ってもらいたい
- ・もっと困り感を抱える保護者に寄り添ってもらえるようにしてもらいたい

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 体力づくり等の機会を通して、心身の健康維持に努めましょう。
- 定期的に健康診断を受けましょう

イ. 互助（地域みんなができること）

- 一人ひとりが福祉の担い手として、地域で支えあいましょう。
- 隣近所で声をかけ合い、福祉サービスの情報を共有しましょう。
- 地域や職場において個性に合わせた、多様な働き方ができる環境づくりを行いましょう。
- 団体として様々な活動をしている人は、他団体や関係者の状況に目を向け、積極的に交流しましょう。

ウ. 共助（社会保険制度及びサービス）

- 介護保険制度や医療保険制度、サービス等を適正に提供します。
- 社会保険制度やサービスについての情報提供を行います。

エ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 自立した生活の支援

- 生活困窮者に対する就労・生活改善の支援を行い、社会生活の立て直し支援に努めます。
- 住宅確保要配慮者の支援に努めます。

② 健康づくりの推進と社会参加

- 健やかに幸せに暮らせる「健幸のまち」の実現を、地域と連携・協力しながら推進します。
- イベントや講座を通じて、市民の健康維持に努めます。

③ 医療・介護・福祉の連携による包括的なサービスの提供

- 福祉サービス等を適正に提供します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、包括的な支援体制の整備に努めます。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域資源を活かした生活支援サービスの提供体制を整備します。

■施策5 包括的な支援体制の構築（坂出市重層的支援体制整備事業実施計画）

これまでの社会保障制度は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮など分野・属性別に制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかし、近年は、一つの世帯に複数の課題が存在しているために、各分野別の制度では対応しきれないケース（8050問題・ひきこもり・介護と育児のダブルケア・ヤングケアラーなど）が発生しており、必要な支援が十分に届いていない現状があります。

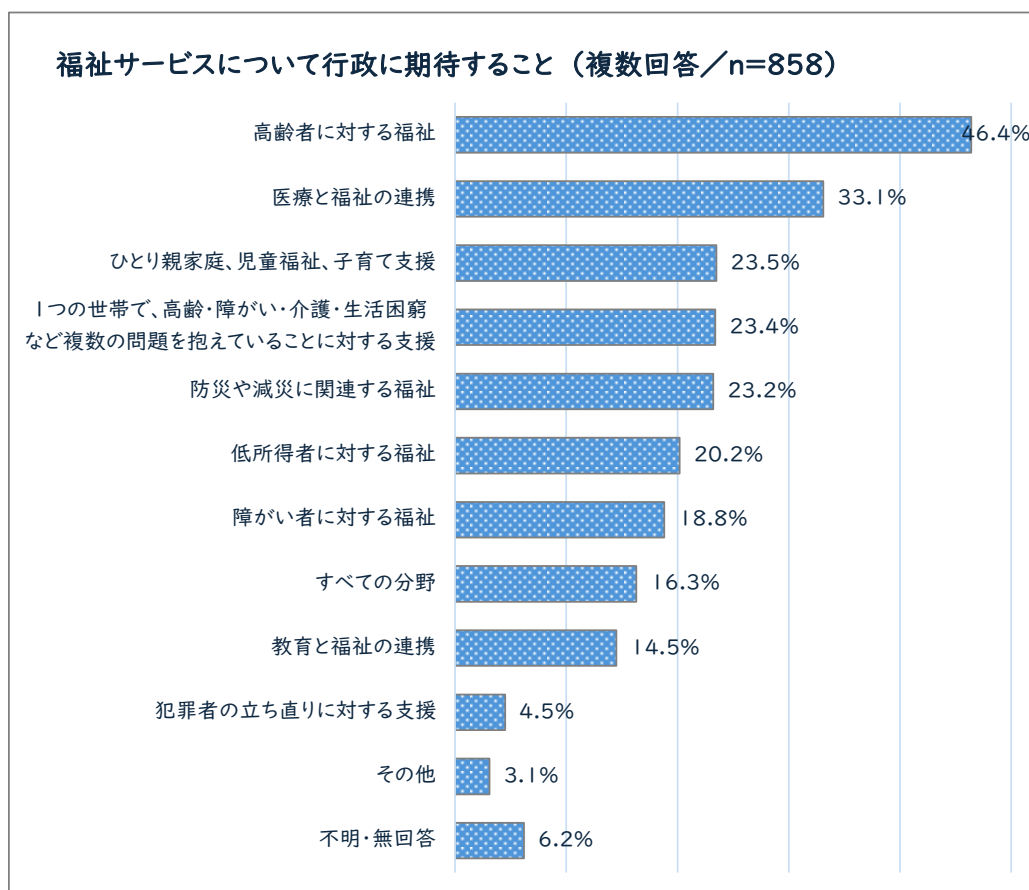
このような状況から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月1日に施行されました。

本市では、重層的支援体制整備事業に取り組むことで、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題等を有する人及びその世帯に対して、支援関係機関等との連携を強化し、包括的な相談支援体制の充実や、地域社会に参加しながら暮らし続けていけるよう、切れ目のない包括的な支援体制を実現します。

（1）現状

ア. 市民アンケート調査より

福祉サービスについて、行政（国、県、市）に期待することは、「高齢者に対する福祉」46.4%が最も高く、次いで「医療と福祉の連携」33.1%、「ひとり親家庭、児童福祉、子育て支援」23.5%となっています。そして、「1つの世帯で、高齢・障がい・介護・生活困窮など複数の課題を抱えていることに対する支援」が、23.4%と非常に高くなっており、重層的な支援体制の充実が求められています。



イ. 関係団体ヒアリングより】

- ・地域課題が多様化・複雑化し、対応が困難になってきている
- ・今後の生活について相談することを促すようなサポート体制の充実が必要
- ・さらなるネットワークづくりの重要性を感じる
- ・他の分野と連携が取れる体制づくりや、社協も含めた役割分担の明確化が必要

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 民生児童委員をはじめとした、地域で身近に相談できる人や相談窓口を把握しましょう。
- 困った時は一人で悩まず、地域福祉に携わる様々な人たちに、相談することを心がけましょう。

イ. 互助（地域のみんなができること）

- 住み慣れた地域で、地域住民が自立した生活を送ることができるようお互いに協力しましょう。
- どこに相談しても必要な支援機関につながるように、地域で相談機関を把握しておきましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① あらゆる相談に対応できる相談体制の構築

- 住み慣れた地域で、住民が自立した生活を送ることができるよう、また、困ったときにすぐ相談ができるよう、関係機関等と連携し総合的な相談体制づくりを推進します。
- 重層的支援体制整備事業の取組として、複雑化・複合化した課題へ対応するため、既存の各福祉分野における相談窓口の連携による包括的支援体制の強化に努めます。
(55 ページ参照)
- 重層的支援体制整備事業の取組として、制度の狭間などで支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集を行います。

② 切れ目のない協働支援体制の充実

- 身近な相談機関として、地域包括支援センターや子育て支援センター等の利用促進を図ります。
- 重層的支援体制整備事業の取組として、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理を行い、関係機関と連携して支援していきます。
- 対象者と社会資源とのつながりを作り、つながりを維持するための支援を行います。

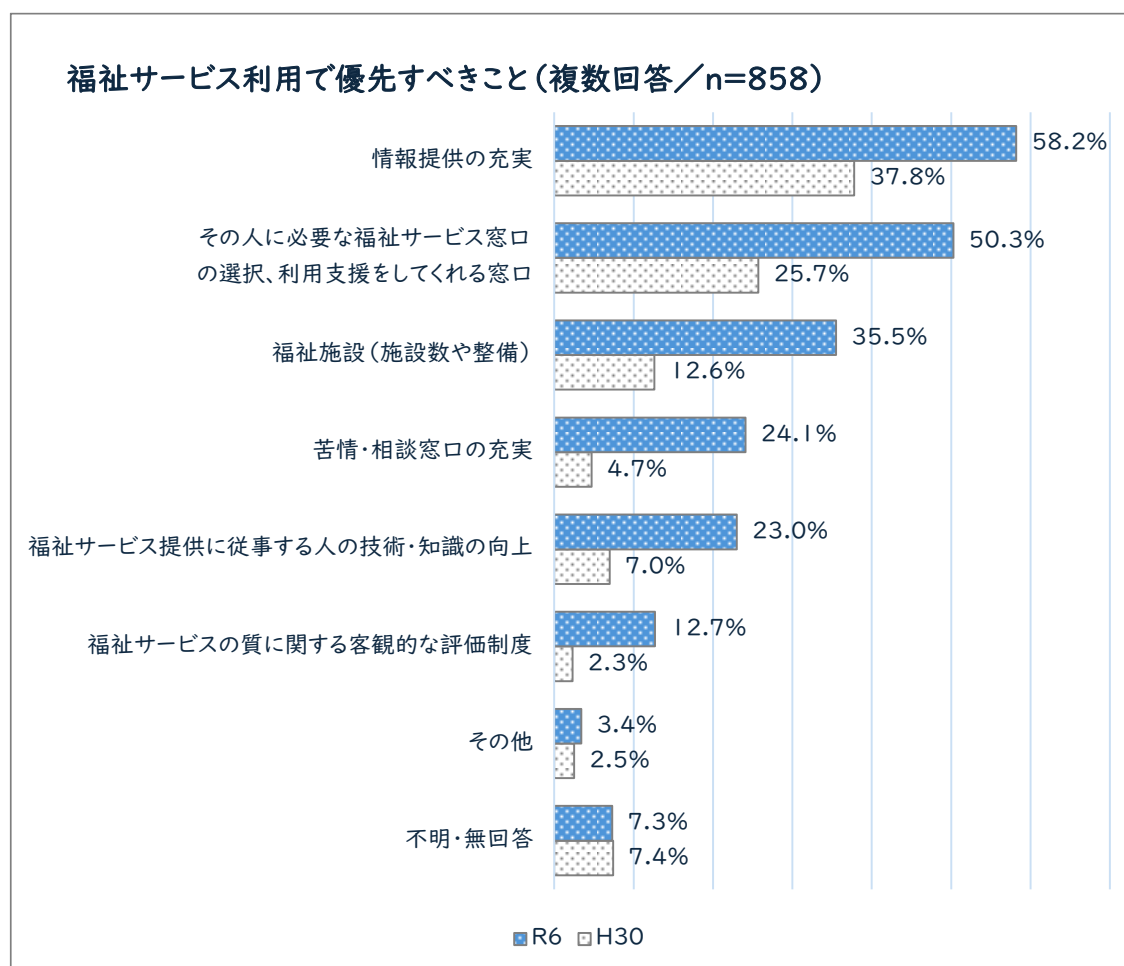
■施策6 権利擁護の推進

権利擁護とは、支援が必要な高齢者や障がいのある人など、自己の意思表示が困難な人の権利を擁護し、自立した生活を支援するものです。地域における権利擁護の推進のためには、行政、医療、福祉、司法など様々な関係機関が連携し、本人の気持ちを大切に、生活や財産を守る、契約を代わりに行うなど、法的な支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

(1) 現状

ア. 市民アンケート調査より

援助を必要とする人が、適切に福祉サービスを利用できるよう優先すべきことについては、「情報提供の充実」58.2%が最も高く、次いで「その人に必要な福祉サービス窓口の選択、利用支援をしてくれる窓口」50.3%、「福祉施設（施設数や整備）」35.5%となっています。



イ. 関係団体ヒアリングより

- ・認知症に対する活動や地域での助け合いが必要
- ・活動内容の周知などを通じて、権利が守られるようにしてもらいたい
- ・高齢単身者世帯が増加し、身寄りがなく将来の不安を感じている人が多い

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

○地域で困っている人を見たり、支援が必要な人がいたりした場合は、民生児童委員や自治会、関係機関につなぎましょう。

イ. 互助（地域みんなができること）

○仲間づくり・居場所づくり活動を活用して、苦情解決制度や日常生活自立支援事業、成年後見制度について学びましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 権利擁護に関する地域連携の強化

- 本人の尊厳を守り、人生をより豊かに安心して暮らしてもらえるよう、意思表示が困難になった場合なども、問い合わせに対する代行や専門家の紹介を行う制度の充実を図ります。
- 苦情解決制度や日常生活自立支援事業については、関係機関と連携を図りながら市民への一層の周知を図るとともに、有効な活用がなされるよう相談体制の充実など環境づくりを推進します。
- 成年後見制度に対する理解を深め、周知・情報提供を充実させていきます。
- 坂出市要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待等の早期発見に努めます。

これらの取組を通じて、一人ひとりに優しい福祉サービスの提供をめざし、「支援が必要な人を支える体制づくり」を実現していきます。

目標３ 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが安全で、安心して暮らせるまちをめざします。

様々な人が心地よく過ごせる居場所づくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、安全で、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

■施策７ 再犯防止に向けた体制づくり（坂出市再犯防止計画）

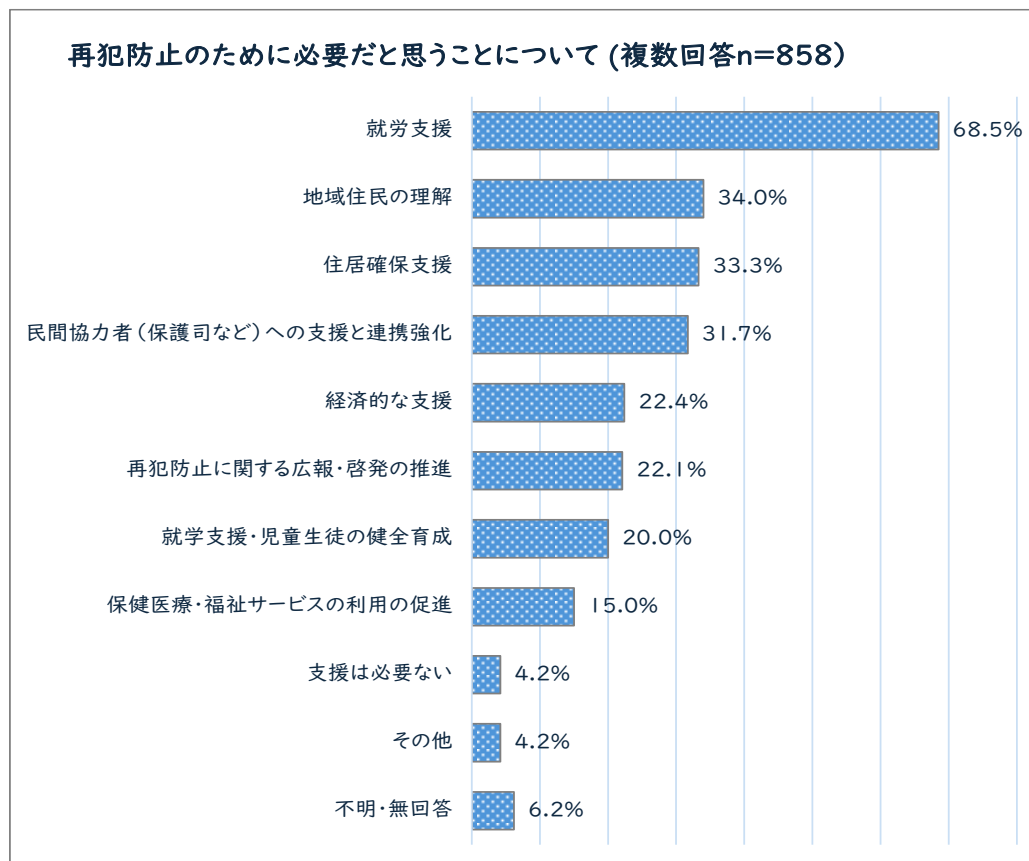
再犯防止は、安全で安心な社会を実現するために不可欠な取り組みです。本計画では、地域社会における就労支援や住居確保等を支援するにあたり、様々な関係機関との連携を強化することで、より効果的な再犯防止への取組をめざします。再犯防止は、本人のみならず、社会全体で取り組むべき課題であり、犯罪や非行のない明るい社会をめざすとともに、必要な支援を行えるよう関係機関と連携を図ります。

本計画を再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項の「当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけます。

（１）現状

ア．市民アンケート調査より

再犯防止のために必要だと思うことについては、「就労支援」68.5%が最も高く、次いで「地域住民の理解」34.0%、「住居確保支援」33.3%となっています。



イ. 関係団体ヒアリングより】

- ・サポートセンターなど夜間や休日等にも利用できる場所の確保に協力してほしい
- ・再犯防止に向けた活動の理解が広がるように協力してもらいたい
- ・青少年犯罪非行防止活動の推進につながる研修会や講演会等を開催してもらいたい
- ・更生保護施設への慰問や支援が継続できるよう支援をしてもらいたい
- ・地域支援ネットワークの構築と組織体制づくりが必要
- ・保護司と更生保護女性会の連携した活動強化に向けた支援が必要

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 犯罪から立ち直ろうとする人が孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの、理解を持ちましょう。
- 新たな犯罪の被害者を作らないため、再犯防止についての理解を深めましょう。

イ. 互助（地域みんなができること）

- 犯罪被害者が平穏な生活を送るため、地域全体で再犯防止への支援をしていきましょう。
- 再犯防止に向けた取組に関心を持ち、保護司・更生保護女性会や関係団体に対し、理解を深めましょう。
- 就労や住居の確保が困難な状況について理解し支援しましょう。
- 犯罪等をした人の背景や特性の理解に努めましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 再犯防止に向けた体制づくり（坂出市再犯防止計画）

- 犯罪を犯した人が、再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、指導・支援に当たる保護司や社会復帰を支援する活動を行う更生保護女性会等の関係団体、保護観察所等の関係機関と連携を進めるとともに、地域社会の一員として立ち直りを支援する取組を進めていきます。

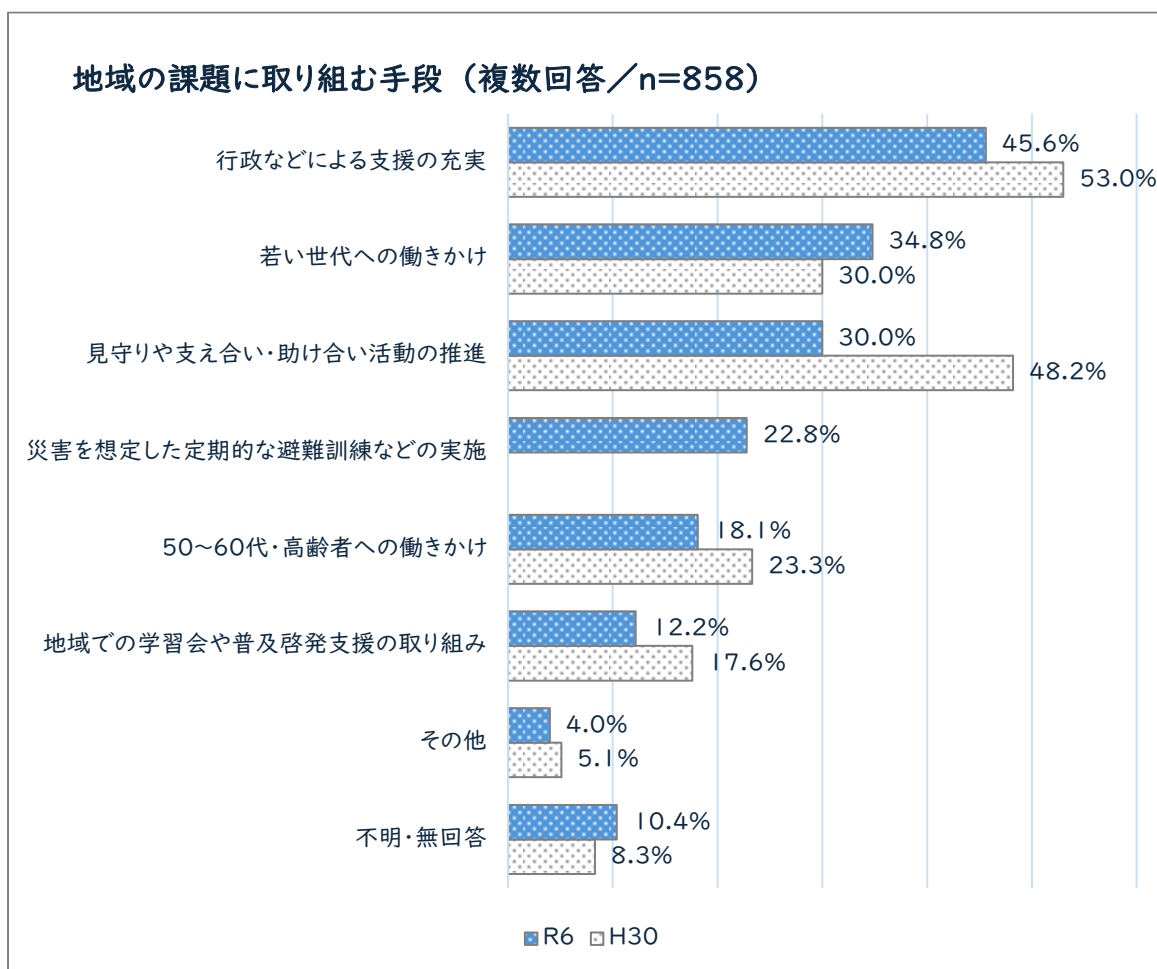
■施策8 ユニバーサルデザインのまちづくり

地域には幅広い年代の人や、さまざまな属性の人が暮らしています。誰もが安心して暮らせるまちをめざし、①災害時にも安全に避難できる体制整備、②高齢者や障がいのある人も利用しやすい公共交通の充実、③仕事と生活が両立できる住みやすいまちづくりを進めます。これらの取組を通じて、多様な人が共生できる、より豊かなまちを実現します。

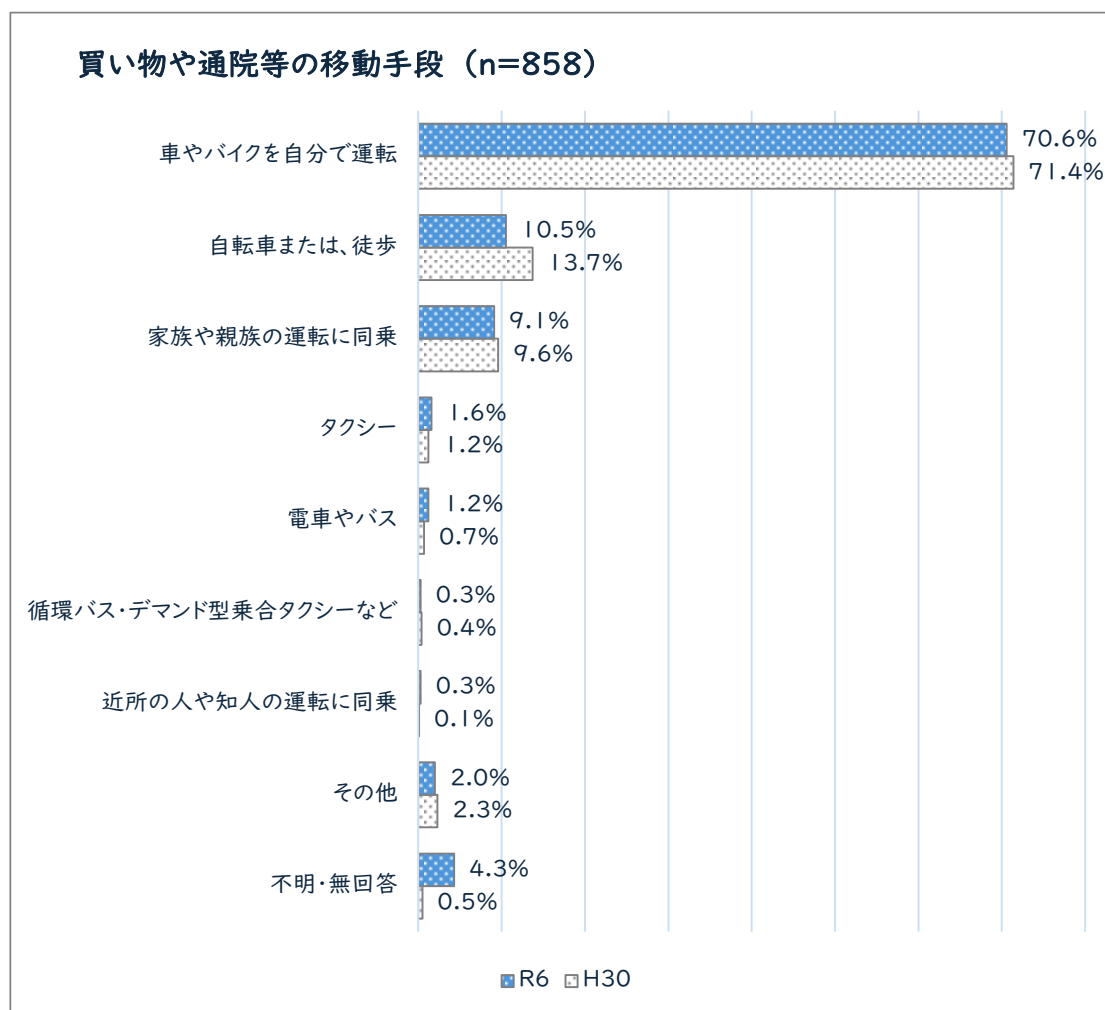
（１）現状

ア．市民アンケート調査より

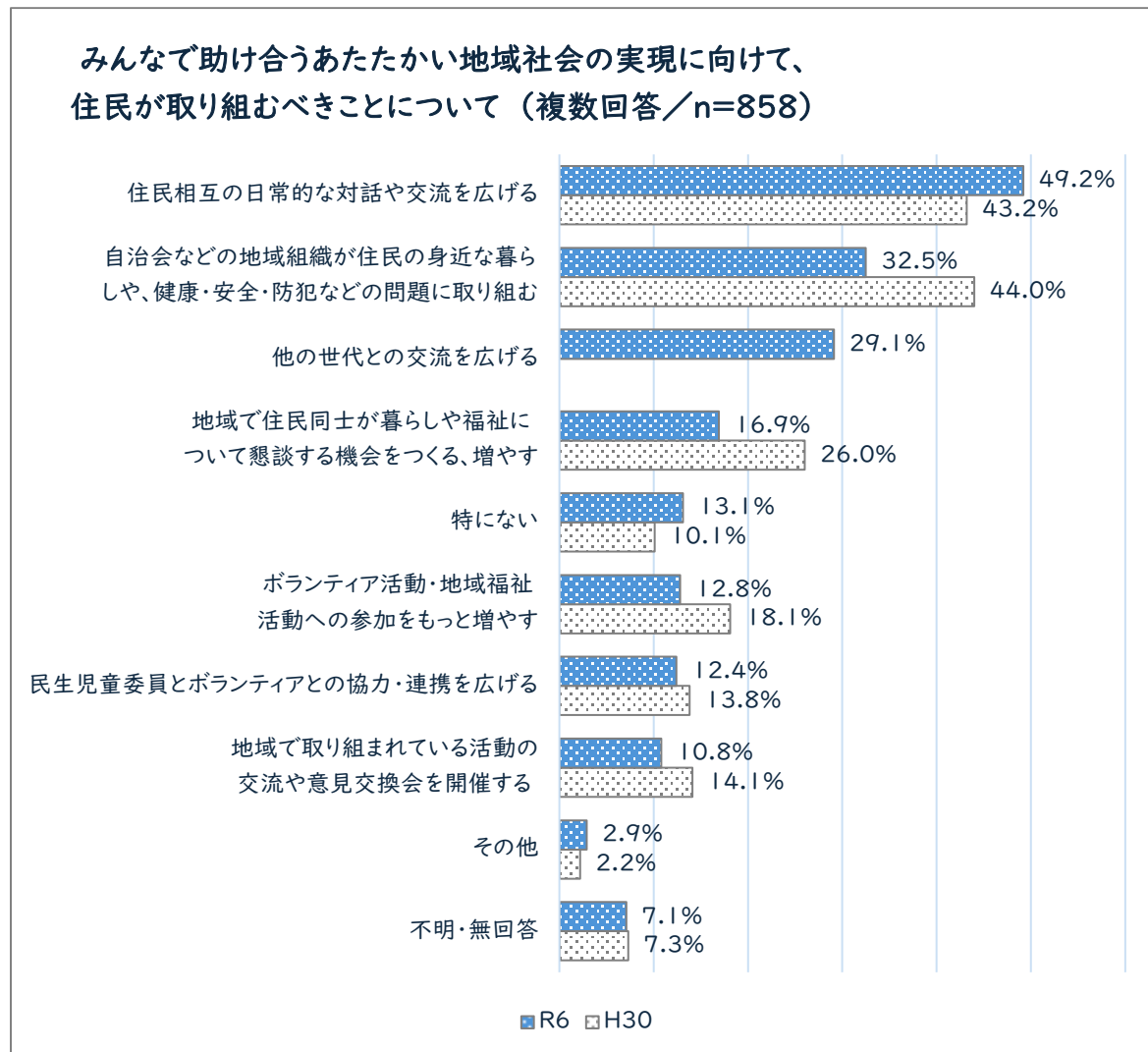
地域の課題を身近な事として取り組むために必要な手段については、「行政などによる支援の充実」45.6%が最も高く、次いで「若い世代への働きかけ」34.8%、「見守りや支え合い・助け合い活動の推進」30.0%となっています。なお、今回より「災害を想定した定期的な避難訓練などの実施」を新たに加えましたが、22.8%と比較的高い割合になっています。



買い物や通院時の主な移動手段については、「車やバイクを自分で運転」70.6%が最も高く、次いで「自転車または、徒歩」10.5%、「家族や親族の運転に同乗」9.1%となっています。



みんなで助け合うあたたかい地域社会の実現に向けて、住民が取り組むべきことについては、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」49.2%が最も高く、次いで「自治会などの地域組織が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」32.5%、「他の世代との交流を広げる」29.1%となっています。なお、今回より、新たに「他の世代との交流を広げる」を加えており、29.1%と3番目に高い割合になっています。



イ. 関係団体ヒアリングより】

- ・災害時における役割の明確化と住民や関係機関への周知徹底が必要
- ・地域団体も災害時要支援者への取組への積極的な協力が必要
- ・災害発生時の対応に向けて、さらなる学習や訓練が必要
- ・免許返納などにより、活動参加への交通手段が無い人が増えている
- ・移動手段・駐車スペースへの配慮を検討してほしい
- ・子どもたちの安全・安心への協力に向けた更なる連携が必要
- ・若い人が集まるような仕組みづくりが坂出市全体として必要
- ・地域全体で福祉のことを考えるきっかけや仕組みが必要

(2) 今後の取組

ア. 自助（一人ひとりができること）

- 障がいのある人のそれぞれの特性を理解し、コミュニケーションに配慮しましょう。
- いざという時には隣近所で声をかけ合い、助け合いましょう。
- 地域は自分たちで守るという意識を持ちましょう。
- 地域で開催する防災訓練等に参加し、災害に備えましょう。
- 緊急時の対応を、家族で話し合っておきましょう。

イ. 互助（地域みんなができること）

- 隣近所への声かけや、あいさつ等を行い、災害等いざという時に助け合える関係づくりや犯罪が起こりにくい地域づくりに努めましょう。
- 日ごろからの近所づきあいや地域交流を活発化し、防犯対策だけでなく、災害時や緊急時に支援が必要な人をプライバシーに配慮しつつ把握し、地域ぐるみでどのような支援ができるかの話し合いを行いましょう。
- 高齢者が犯罪被害にあわないよう、特殊詐欺等の情報を地域で共有しましょう。

ウ. 公助（行政等が取り組むこと）

① 災害を想定した体制整備

- 地域の関係機関・団体等と連携を図り、災害時や緊急時に支援が必要な高齢者や障がいのある人、子ども等に対して、身近な地域での確かつ迅速な支援が行える仕組みづくりを支援します。
- 近隣住民同士の交流を深め、住民同士の相互援助機能を高めるため、地域活動や地域交流の促進を支援します。
- 自治会、自主防災組織、民生委員等の避難支援者等関係者に対し、説明会や防災講演を実施し、避難支援関係者との連携により個別避難計画の作成を引き続き推進します。

② 地域福祉に配慮した公共交通の充実

- 坂出市地域公共交通計画の具現化により、地域福祉に配慮した公共交通の充実に努めます。
- ～坂出市地域公共交通計画の基本方針～
 - I.まちづくりに対応した公共交通網整備と交通結節点の機能強化
 - II.広域連携を含め生活移動ニーズに合った公共交通体系の構築
 - III.将来にわたって維持可能な公共交通体系の構築
 - IV.多様な主体の参加、多様な主体との連携
 - V.最新技術も活用した便利で利用しやすい公共交通

③ 「働くまち」と「住むまち」が両立できる「みんなの“ココチよさ”がかなうまち」の実現

- 坂出市まちづくり基本構想に掲げられた「働きたい 住みたい 子育てしたい 共働きのまち さかいで」の将来像を共有し、「働くまち」と「住むまち」が両立できる「みんなの“ココチよさ”がかなうまち」の実現をめざします。
- 各種個別計画との整合性を図り、効率的かつ効果的に地域福祉の充実を図ります。
- 市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画との整合性を図り、地域福祉を推進します。

これらの取り組みを通じて、誰もが安全で、安心して暮らせるまちをめざし、「誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり」を実現していきます。

持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGs(Sustainable Development Goals)は、平成 27(2015)年 9 月、国際サミットにおいて採択された、令和 12(2030)年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現等、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

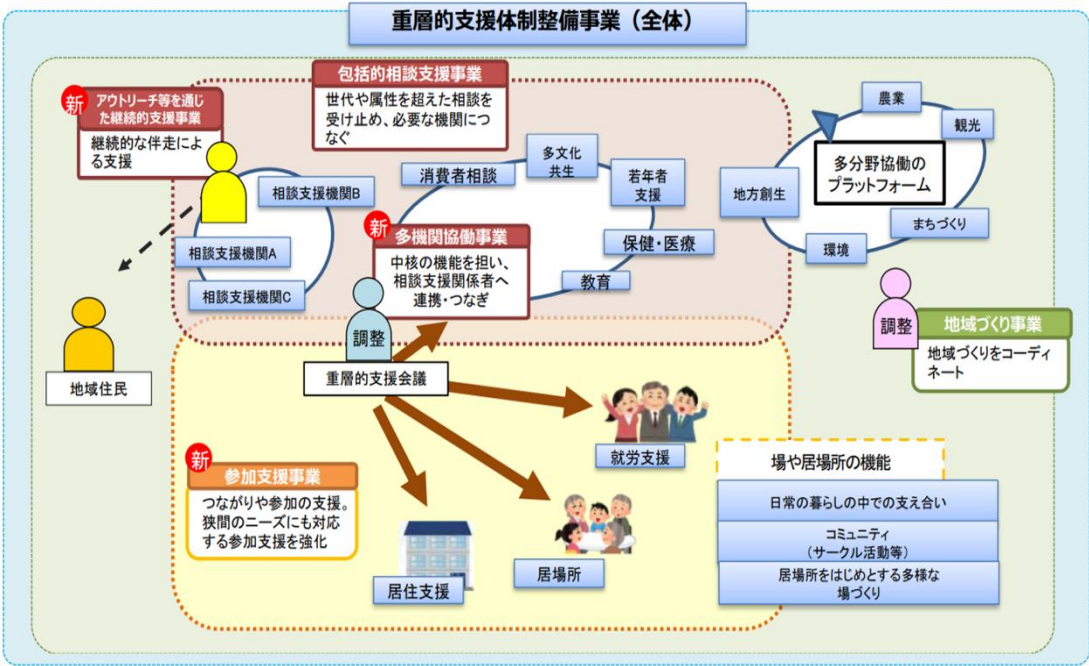
SDGs の理念の下、市民の暮らし全般に関わる地域生活課題に、分野的に取り組んでいきます。



また、令和 3 年 9 月 8 日に坂出市「ゼロカーボンシティ」宣言をしています。



重層的支援体制整備事業(資料)



重層的支援体制整備事業の実施体制

①包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

本市における相談支援体制は、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、分野ごとに対応してまいりましたが、８０５０問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど、制度の狭間となるような対応の難しい課題も増加傾向にあります。このような現状を踏まえ、複雑化・複合化した課題へ対応するため、既存の各福祉分野における相談窓口の連携による包括的支援体制の強化に努めます。

設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	1	高齢者や家族等から介護等高齢者にかかる困りごとの相談を受け包括的な支援を行います
障がい者相談支援事業	障がい者相談支援センター	10	障がい者や家族の生活を支援するため、福祉サービス利用の際の相談や、情報提供、助言を行います。
利用者支援事業	子育て支援センター	1	妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、イベント、講座などを通して子育て家庭を支援します。
	こども家庭センター	1	妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供のほか、子どもの発達状態、児童虐待や貧困、ヤングケアラー等に関する支援を行います。
生活困窮者自立支援事業	ふくし課	1	生活・住まい・仕事等で悩みを抱えているかたに対して、自立に向けた支援を行います。
	坂出市社会福祉協議会	1	

※設置数は令和 7 年 4 月予定

②地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

各事業の対象者の居場所を確保したうえで、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。

設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域介護予防活動支援事業	地域包括支援センター	1	高齢者

誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開をめざして、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援します。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
生活支援体制整備事業	坂出市社会福祉協議会	1	高齢者
	地域包括支援センター	1	

医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、公私の社会資源（NPO、企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業者、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生児童委員等）と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	7	障がい者

地域で生活している障がい者の地域生活を支援するため、創作や作業、地域社会との交流促進などの機会や場所を提供します。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	1	妊産婦 未就学児 子育て世帯
	地域子育て支援拠点	3	

子育て支援センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や妊産婦・育児相談、情報提供等を実施します。

事業	実施機関	設置数	主な支援対象者
生活困窮者等のための地域づくり事業	坂出市地区社協	12	市民全般

地域の住民同士がつながり、助け合える地域にするため、仲間づくり活動、居場所づくり活動、世代交流活動等を実施します。

③多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能の役割を担います。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

制度の狭間などで支援が届いていない人に支援を届けるため、関係構築に向けた継続的な働きかけや、地域からの情報収集を行います。

⑤参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

対象者と社会資源とのつながりを作り、つながりを維持するための支援を行います。

○支援会議・重層的支援会議と連携について

本市における相談支援体制は、既存の各相談窓口の形態や従来の機能は変更せず、各支援機関の連携を強化することで複合的・複雑的な課題に対応できる体制をつくります。対応が困難なケースについては、支援会議または重層的支援会議を開催します。

○支援関係機関間の連携体制の構築

各課や各相談機関では対応が難しい複合化・複雑化したケースを、適切につなぐための連絡票を整備し、断らない相談支援を行うように努めます。

また、福祉分野に関わる相談機関や社会資源の活用にとどまらず、就労、教育、健康づくり、住まいなど様々な分野との連携を強化します。

・支援会議

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、課題の解きほぐしが必要なケースや、支援が必要であるにもかかわらず支援体制が整わないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。

会議の出席者に守秘義務を設けることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有を可能にし、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

・重層的支援会議

複合化・複雑化した支援ニーズを有し、本人から同意を得られているケースについて、個別支援計画の策定や、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

この会議は、支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議、②プラン終結時の評価、③社会資源の充足状況の把握と不足する資源の開発に向けた検討の3つの役割を果たすことが求められます。

ケースの内容によって出席者を決定し、随時開催とします。既存の会議体（生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会等）と参加者が大きく変わらない場合は、重層的支援会議と組み合わせで開催し、効率的・効果的に実施します。

第5章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民です。地域共生社会を実現させていくためには、行政だけの取組では不十分であり、地域住民との協働が必要となります。また、地域には様々な課題があり、地域の中で活動するボランティア、民生児童委員、社会福祉協議会、社会福祉事業者等が地域福祉の重要な担い手となります。計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う様々な主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民、ボランティア団体、NPO の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域の様々な課題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等の日常的な交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加していくことが求められています。

また、ボランティア団体、NPOには、市民が地域福祉活動へ参加するきっかけを提供することや、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携し、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、多様化する地域の福祉ニーズの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(2) 民生児童委員の役割

民生児童委員は、地域の人びとが自立して暮らすための様々な支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしています。民生児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが求められています。また、生活上の課題がありながら福祉サービスの対象とならない人や利用しようとしらない人への対応、不安や孤独等の心の問題を抱えている人の発見と、それらの人びとを必要なサービス等へつなぐ相談・支援の役割が期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

坂出市社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置付けられています。

そのため、行政と協働して本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を果たすことが求められています。

また、地区社会福祉協議会では、小地域福祉ネットワーク活動や、ボランティア活動等の地域福祉活動を行っています。また、地域の重要な課題について、地域住民、その他の団体を交えて意見交換等を行い、地域福祉推進を先導していくことが期待されています。

（４）社会福祉事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため、既存のサービスの充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域住民との交流により、相互の理解を深めることで地域の社会資源として専門性を活かした地域貢献を行うことが期待されています。

（５）行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自主的な取組が重要な役割を担います。そして、行政は市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。地域住民や関係団体等の自主的な取組を様々な形で支援するため、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPO、その他の関係団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行っていきます。

２．計画の進行管理

計画の着実な推進を図るためには、進行管理が重要です。また、社会環境や制度が変化することとも考えられるため、施策の検証や見直しを柔軟に進めていくことが求められています。

そのため、計画の見直し等については、必要に応じて「坂出市地域福祉計画推進委員会」を設置し、全体の総合調整を行います。

資料編

坂出市地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
令和6年6月20日	第1回坂出市地域福祉計画策定委員会の開催 ○地域福祉計画の概要について ○坂出市を取り巻く現状 ○市民アンケート調査 ○今後のスケジュール
7月10日 ～7月31日	市民アンケート調査 (18歳以上の市民2,000名を無作為抽出)
7月16日 ～7月26日	各課の調査の実施 坂出市地域福祉計画の「市の役割」について進捗状況 や課題などについて調査を実施
8月5日、6日、7日、8日 9日、19日、21日、23日	関係団体ヒアリング調査の実施 市内で活動している17団体に対して「坂出市地域福祉計画策定に係る団体ヒアリング調査票」を郵送し、 その結果を基にヒアリング調査を実施
10月3日	第2回坂出市地域福祉計画策定委員会の開催 ○市民アンケート調査結果について ○関係団体ヒアリング調査結果について ○ワーキンググループによる課題抽出について
11月14日	第3回坂出市地域福祉計画策定委員会の開催 ○地域福祉の理念について
12月19日	第4回坂出市地域福祉計画策定委員会の開催 ○計画(案)について
令和7年1月7日 ～2月6日	第四次坂出市地域福祉計画(案)についてパブリックコメント(意見公募)を実施
	第四次坂出市地域福祉計画について(提言)

坂出市地域福祉計画提言書

坂出市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく坂出市地域福祉計画の策定にあたり、その内容を検討するため、坂出市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 坂出市地域福祉計画の策定に関すること。
- （2） その他委員会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体代表者、公募により選出された者、関係行政機関の職員等をもって構成し、市長が委嘱、または任命する。

3 前項の規定による公募の手続は、市長が別に定める。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第1条に定める目的が達成される日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会において必要があると認めたときは、関係者に対し、会議の出席を求め、意見または資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所ふくし課において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

3 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

坂出市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

番号	区 分	所 属 団 体	氏 名
1	学識経験者	香川大学医学部衛生学准教授	宮武 伸行
2	関係団体	坂出市医師会	淡河 洋一
3	//	坂出市歯科医師会	藤澤 重樹
4	//	坂出市連合自治会	入江 正憲
5	//	坂出市地区社会福祉協議会連絡協議会	篠原 正樹
6	//	坂出市民生児童委員協議会連合会	本多 秀司
7	//	坂出市婦人団体連絡協議会	松浦 佳子
8	//	坂出市老人クラブ連合会	三土 清子
9	//	坂出市PTA 連絡協議会	宮本 貴光
10	//	坂出市保育所等保護者会連合会	久保 陽子
11	//	坂出市ボランティアセンター運営委員会	中西 可須枝
12	//	中讃東圏域地域自立支援協議会	西村 律子
13	//	坂出地区保護司会	中西 公子
14	//	坂出市社会福祉協議会	丸橋 通良
15	公募委員		土生 奈加
16	//		吉田 典子